

平成28年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成28年3月3日(木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成28年3月4日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副 町 長  | 岡崎泰充君 |
| 教 育 長  | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 会計管理者  | 山根道春君 |
| 総務課長   | 中村政愛君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 保険健康課長 | 増木 梨江 君  |
| 環境防災課長 | 藤本 大一郎 君 |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 藤井 建輝 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 福嶋 浩二 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 大島 英司 君 |
| 係長 | 車地 広敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程

議 事

|      |        |                                            |
|------|--------|--------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                                     |
| 日程第2 | 議案第10号 | 「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」                 |
| 日程第3 | 議案第11号 | 「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」 |
| 日程第4 | 議案第12号 | 「坂町ふるさと応援基金条例の制定について」                      |
| 日程第5 | 議案第13号 | 「坂町太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について」                 |
| 日程第6 | 議案第14号 | 「坂町個人情報保護条例の一部改正について」                      |
| 日程第7 | 議案第15号 | 「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」                    |
| 日程第8 | 議案第16号 | 「坂町情報公開条例の一部改正について」                        |
| 日程第9 | 議案第17号 | 「坂町税条例の一部改正について」                           |

|       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第10 | 議案第18号 | 「坂町手数料条例の一部改正について」                   |
| 日程第11 | 議案第19号 | 「坂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」           |
| 日程第12 | 議案第20号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第13 | 議案第21号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」               |
| 日程第14 | 議案第22号 | 「坂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」    |
| 日程第15 | 議案第23号 | 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」        |
| 日程第16 | 発議第1号  | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」      |
| 日程第17 | 議案第24号 | 「平成28年度坂町一般会計予算」                     |
| 日程第18 | 議案第25号 | 「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」             |
| 日程第19 | 議案第26号 | 「平成28年度坂町下水道事業特別会計予算」                |
| 日程第20 | 議案第27号 | 「平成28年度坂町介護保険事業特別会計予算」               |
| 日程第21 | 議案第28号 | 「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」              |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) それでは皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) また、小屋浦小学校6年生児童の皆さん、1時間の傍聴ではありますが、貴重な時間であります。しっかり学習をして帰っていただきたいと思えます。

また、わからない部分も多々あろうかと思いますが、これも一つの経験としてしっ

かり学んで帰ってください。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、10名から10問の質問事項が通告されております。それでは、1問ずつ順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「小屋浦地区人口減少対策の件」を質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「小屋浦地区人口減少対策の件」についてお伺いします。

地方の人口減少に歯どめをかけ、活性化を図ろうと、国の地方創生に呼応して、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されております。

以前にも一般質問で取り上げさせていただきましたが、小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務を含めた雇用促進住宅、町有地の活用策については、27年度中に今後の計画を立案する予定とありましたが、その後の経過をお聞かせください。

次に、近年、小屋浦地区も利便性のよい場所における宅地開発等が行われ、若者定住につながっております。このようなことから、空き家、空き地等の活用策をさまざまな手法で対処することが重要と考えます。

行政としても、地域との連携を密にしながら、将来あるべき小屋浦地区の人口ビジョンを見定めていただき、住んでよかったと思う魅力ある地域づくりを目指していくことを、再度、強く要望いたします。

町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区人口減少対策の件」につきましてお答えをいたします。

本町は単独町政を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅が整備され、人口が増加したものの、小屋浦地区を初めとして、その他の地区では少子高齢化が進展し、空き家が顕在化す

るなど、過疎化も懸念される状況でございます。

このような状況の中、本年2月に策定をしました地方版総合戦略である坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、親から子へ、子から孫へと、歴史・文化・地域を守っていくことのできる町を基本理念として、均衡ある地域の発展のための事業を推進することとし、その重点施策の一つとして、本町の中で人口減少が顕著な小屋浦地区の定住促進を図るため、子供を持つ若い世代の転入を促し、良好な住環境の創出を図ることとしております。

御質問一点目の、雇用促進住宅及び町有地の活用策について、その後の経過についてでございますが、雇用促進住宅小屋浦宿舎及びこれに隣接する町有地を含めた区域において良好な住環境を創生することで、若い世代が安心して子育てができ、住みたいと思っただけのような魅力的な住宅整備の計画を立案をいたしました。

現在、雇用促進住宅小屋浦宿舎の土地、建物の所有者である独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構と計画の実現に向けた協議を進めているところでございます。

御質問二点目の、空き家、空き地等の活用策をさまざまな手法で対処することが重要につきましては、来年度、空き家バンクの新設や空き家改修補助を実施することとしております。

空き家バンクにつきましては、現在、空き家となっている利活用可能な建物のうち、売却、賃貸を希望する所有者等の物件を登録していただき、町内へ移住、定住を希望する人に空き家の情報提供を行い、空き家提供者と空き家利用希望者との結びつきを支援する取り組みを実施するものでございます。

空き家改修補助につきましては、空き家所有者等が行う空き家改修工事に対して補助金を交付し、町内への定住促進と地域の活性化を図ることといたしております。

また、空き地等の活用策として、子育てや介護を支え合える三世代同居、近居を始めようとする人への住宅に対する支援を行うことといたしております。

さらに、整備済みの県道を活用した取り組みを進めることが人口減少対策につながり、地元関係者の御協力のもと土地の民間活用が図られれば、新たな住環境の整備も可能であると考えております。

今後とも、地域みずからの熱意と行動を期待するとともに、地域の御理解と御協力を得ながら、町と地域が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 前回の質問での答弁では、地域みずからの熱意と行動を期待するとともに、地域の御理解と御協力を得ながら、町と地域が一体となった取り組みを進めるとお聞きいたしましたが、小屋浦地区の大きな課題は、雇用促進住宅、町有地の活用策であり、平成32年の売却を前提として考えることではなく、現在、入居されておられる方々の配慮を忘れることなく、坂町としての活用策を見出していきたいながら、独立行政法人との協議を進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 前回の質問、あるいは小屋浦地区の町政懇談会等でも住民の方からそういう御意見をいただきまして、あくまでも、現在、お住まいの方につきましては、町としても何らかの配慮をしていかなければならないというふうなお答えもさせていただいております。

ただ、これも借地借家法というのが平成12年に変更しておりまして、そこらの問題もございますけれども、ここらもしっかり受けとめながら対応はしていきたいと思っております。

また、現在、雇用促進住宅の土地、建物につきましては、先ほど申しましたように、私どもの思いを機構のほうに、今、熱意をお伝えをして、最終的な調整を行っておるところでありまして、近いうちに何らかのまた議会に対しての報告もできるようなことになるのではないかとというふうな思いも持っておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 空き家となっている利活用可能な建物のうち、売却、賃貸を希望する所有者等の物件を登録していただき、町内へ移住、定住を希望する人に情報提供を行うと答弁されましたが、登録していただくために、行政としての積極的な動きが見えないのですが、そこを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 空き家につきましては、現在、坂町空き家等対策協議会において、坂町空き家等対策計画を、今、立案中でございます。

その中、また、昨年度、実施いたしました調査におきまして、今、所有者等に空き家の適正管理のお願いと、あと、それに伴います今度は利活用についての意向調査を実施しているところでございます。その調査をもとに、今後、計画と整合をとりながら、実施に向けた取り組みを進めていくということといたしておりますので、今現在、計画策定中でございますので、もう少しその計画ができ上がりますまで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 今も答弁ありましたが、所有者に対しての取り組みは答弁にもありました。所有者としてじゃなく、納税管理人が違う場合もあります。そこで、固定資産税の納付書を送付する際に、空き家、空き地の納税義務者に対して調査票を入れて、広く情報をいただくことも一つの方法ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 今、所有者等への意向調査ということでございますが、まず所有者、または今の管理者について意向調査をさせていただいております。

今、御提案がございました納付通知等を出す際に、そういうお願い等、また意向調査等につきましては、今後、実施に向けた検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 最後に、町長、今までもいろいろな手法によって、住民のために何がよいのか考えられ、実行されておられます。

きょうは小屋浦小学校の生徒たちも来ております。小屋浦地区人口減少対策においても、人口増につながる画期的な将来に希望と期待が持てる答弁を、再度、町長にお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まだ今の段階では具体的なことが申せないわけでありまして、いずれにしても、まち・ひと・しごと総合戦略の中で、小屋浦地区に子供を持つ若者世代の転入、定住を図っていくということをしっかりとらたっておりまして、また、議会の皆さんにも同意をいただきながら、なおかつ、協議会の中でも皆さんの賛同を得ておりますので、そこらの意を受けて、これから積極的に全身全霊でこの実

現のために取り組んでいきたいと思ひます。不返転の決意で頑張っていきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員の「小中学校における学習環境整備について」、4番中川ゆかり議員の「学校施設にエアコン導入を」は関連が有りますので、一括質問、一括答弁とし、質疑はそれぞれ行うことといたしますが、質問の流れとして、初めに光岡議員から行ひます。

1番光岡美里議員。

○1番（光岡美里議員） 「小中学校における学習環境整備について」お伺ひします。

小中学校における学習環境の整備について、暑さ対策の視点から、エアコンの導入を提案します。

地球温暖化が進んでいると言われるようになって久しい中、昭和の時代とは違つて、30度を超える真夏日、35度を超える猛暑日が珍しくない状況となっています。

このような猛暑が毎年のように発生する可能性が高い中、子供たちが集ひ学ぶ教育の現場においても、暑さ対策は喫緊の課題であると考えます。

児童生徒に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件として、冬季で18度から20度、夏季で25度から28度であると文部科学省も示してひます。

以上のことから、小中学校における暑さ対策として、エアコンの導入を提案します。

○議長（川本英輔議員） 続いて、4番中川ゆかり議員から「学校施設にエアコン導入を」について質問願ひます。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「学校施設にエアコン導入を」の件についてお伺ひします。

平成26年6月定例会において、学校施設にエアコン導入の件について質問いたしましたが、再度、お伺ひします。

坂町における義務教育施設は、坂、横浜、小屋浦の三つの小学校と坂中学校ですが、現在、夏の暑さは扇風機で、冬の10度以下の寒さはストーブを使用し、施設としての対処に加え、水分補給や、冬には衣服の調整など、個々に寒さ対策をするなどの指導をされていると聞いておひます。

それらのことも生きる上での対応力として大切なこととは思ひますが、学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることは周知のとおりです。

私たちが学校生活を送つた昭和の時代と現代とでは、その生活環境も気象状況も大

大きく変化をしている状態にあると考えます。

近隣の市町でもエアコンの導入がされている状況にあり、坂町においても、将来を担う児童生徒のさらなる資質、能力の向上を考えると、エアコンを導入した環境の中で未来を見据えた教育の充実に努め、たくましく生きるための健康や体力など、生きる力を育む教育を推進していただきたいと考えますが、関係当局の考えをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） それでは答弁をお願いします。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「小中学校における学習環境整備について」及び「学校施設にエアコン導入を」の件につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

学校施設の環境整備については、学校環境衛生基準等に留意して適切な学習環境となるよう各学校を指導しております。

町内の小中学校へのエアコンの導入につきましては、これまでに保健室、パソコン室、職員室及び校長室に、また、中学校では事務室にも設置しております。

しかしながら、体力づくりや心の教育によるたくましい児童生徒の育成という観点から、普通教室にはエアコンを設置していない状況でございます。

これまで夏の暑さ対策については、教室の扉や窓を開放して教室の換気に注意を払い、児童生徒には水分補給を心がけ、体調不良時にはすぐに申し出ること等、安全に配慮して対応してまいりました。

また、平成26年度から坂町版クールキープ大作戦として、暑い夏に負けないたくましい児童生徒の育成に向けた体力づくりのアイデアを出し合い、幾つかの取り組みを実施しています。

例えば、今年度、小学校は扇風機の効果的な配置の工夫、中学校では体操服ビズで快適に過ごせる服装の工夫を行いました。

このような自分たちで考えてみる体験を通し、少しでも涼しく授業に臨める改善策に気づき、児童生徒に工夫する意識や力が培われています。

また、冬場の寒さ対策については、各小中学校担任等の管理により、気温や児童生徒の体調管理に配慮したストーブ使用を行い、登下校時には防寒着による調節を行っております。

小中学校では生きる力を育むために課題発見、解決学習に取り組み、自分の体は自分で守るという環境の変化に負けないたくましさの教育も必要と考えております。

学校内における児童生徒の健康管理は、校内の組織体制が充実していることが基本です。全ての教職員が学習環境整備にかかわる知識と理解を持ち、校長のリーダーシップのもと、養護教諭や保健主事、各学級担任等が十分に連携し、健康問題の課題等を把握する必要がございます。

こうした中、現在、教室の環境は児童生徒の学習に支障が出るような状況ではないと捉えております。

今後とも、継続的に学習環境を把握し、小中学校にエアコンを設置することは検討課題とさせていただきたいと考えております。

御理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） それでは質疑を行います。

まず、光岡議員より申し上げます。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 文部科学省が示している最も学習に望ましい条件とある28度以下は、現在、一般家庭や公共施設、商業施設など、さまざまな場面で保たれています。

そこでお伺いしますが、坂町の小中学校において、気温の調査はされているでしょうか。

また、調査されているのであれば、どういった方法で行っていて、かつ、28度以上の日数は何日あったのかをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 質問にお答えいたします。

学校におきましては、夏の暑さ対策に向けた取り組みといたしまして、気温チェックのほうを行っております。

回数といたしましては1日3回、対象場所といたしましては、各階の教室どこか1カ所です。それと特別教室のほうを実施いたしました。

温度計の場所は、直射日光の当たらないところ等々に留意すること、期間といたしましては、平成27年度におきましては、7月6日から9月30日まで、8月を除いて実施いたしました。

学校の状況でございますが、学校全てにおいて日数の期間中の約6割程度が28度以上でした。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 各校丁寧に調査しておられ、児童生徒の健康面に大変配慮していただいております。

気温については、私も気象庁のホームページから毎日の最高気温を坂町から最も近い地点の観測データを取りまとめたのですが、6月と10月も28度以上の日が少なくない日数ありましたので、来年度からの調査では、ぜひ6月と10月も観測していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 議員さんの御意見ありがとうございます。

学校といたしましては、26年度、27年度と気温のチェックを行い、また、子供たちとともに、先ほど教育長答弁いたしましたけれど、子供たちの考えた取り組みも実施しているところです。

また、先ほどおっしゃられました時期につきましても検討していきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） エアコンがきいた部屋で過ごすと、体温調節能力が衰えて、温度変化に極めて弱い人間ができるのではないかという指摘もよく聞かれるところで、答弁でも、体力づくりや心の教育によるたくましい児童生徒の育成と言われていました。

これに対して、エアコンが児童の体温調節機能の発達に及ぼす影響、これを環境人間工学の観点から明らかにした報告によりますと、エアコンの使用による体温調節機能への顕著な影響は見られなかったという結果になっていました。

このような事情なので、やはりエアコンで28度以下の温度を整備し、生理的にも心理的にも学習に集中できる学習環境の整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、光岡議員さんは一つの報告といいますか、学術的な観点の一つの切り口から言われたんだと思っておりますけども、これが全てだとは思いません。

ほかの見方、やっぱり児童生徒、若い世代の子供たちにとって、エアコンのような体温を自然環境ではないような外部から下げていくといったようなものが本当にいいのだろうか、汗腺の働きというのがございます。暑いときにはしっかり汗をかいて、自分で体温を調節すると。そちらのほうの影響というのが無視できるとは思っておりません。また、いろいろな学術論文も当たってみたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） では、体温調節中枢がうまく働かない症状を持つ障害もありますが、そういった児童生徒が入学してきた場合、あるいは途中で事故や病気などによって中途障害などを持った場合に、これまでどおり、小学校、中学校に通学し続けるためには、エアコンが必要になるのではと考えます。

平成28年度教育行政方針にも、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境の充実をしていくとありましたが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、言われたように、特定の子供さんについて、そういった環境によって学習が十分できないというような状況があるのであれば、検討していかなければならないと思っております。

クールシェアという考え方もございまして、そういった暑いときには暑い場所の方々が涼しいところに移動して快適に過ごすと、そういう方面でも検討してまいりたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 続きまして、中川議員、お願いいたします。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 空気に優しいオイルヒーターを使用しているところもありますが、坂町は冬季に石油ストーブをしております。使用時に空気調査はどのように行われているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 学校ではストーブを使用しております。ストーブを使用する際には、必ず教職員のほうは換気に留意しております。

また、専門家による調査といたしましては、年に1回ではございますけれども、法に定められた学校薬剤師による空気調査というものを行っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 薬剤師による空気調査ということですね。

学校環境衛生基準によりますと、石油ストーブなどの燃焼器具の使用では、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす二酸化窒素の発生や、児童生徒の呼気からも発生される二酸化炭素などに注目した換気基準では、教室に40人在室の場合は、小学校においては1時間で2.2回、中学校においては3.2回以上とされておりますが、本町の学校での換気方法はどのようにされておりますか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） お答えします。

学校におきましては、暖房を使用しているときには、教職員のほうが率先して換気、窓をあける等々を行っております。

また、風通しをよくするために、廊下等々の荷物を整理するとか、あとカーテンを閉めているときにも、何度も換気のほうを心がけるといようなことを実施しております。

授業におきましては、にのいのするようものとか、または児童生徒の体調により換気等々留意する点はあると思っておりますけれども、先ほど教育長が回答されましたけれども、学校といたしましては、校長リーダーシップのもと、学校の環境がよくなるよう教職員組織のもと実施しているところです。そのように指導しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 教育長にお伺いします。

今回、一般質問を提出するに当たって、町内4校の校長先生などから暑さ、寒さの対策の取り組みを聞きまして、各学校それぞれの環境に合った工夫された取り組みの共有や、連携体制についてもすばらしい対応をされていると感じております。

しかしながら、現在の暑さ、寒さ対策の子供たちへの指導や活動が、たくましさや強い精神力を養うための教育であるということを保護者が理解し、求めているのでしょうか。そのための調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 現在、児童生徒の学習に支障が出るような環境ではない中、保護者に対してのエアコンに関する調査というのは考えておりません。むしろ、保護

者の意見も聞きながら、家庭でも環境の変化に負けないたくましい児童生徒の育成に対してどのような協力ができるのかといったようなことも啓発してまいりたいと思っております。

しかしながら、今の地球温暖化等で気温の変化等にも我々注目していかなければなりませんので、今後とも継続的に学習環境を把握しまして、安全・安心な教育環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 今後ともよろしくお願いします。

最後に町長にお伺いします。

エアコン導入については、教育長の答弁にもありましたとおり、検討課題ということで理解をいたしました。が、中学校のクラブ活動では炎天下に活動を行っている運動部もあり、毎年、熱中症にかかったり、倒れたりする生徒が出ると聞いております。それに9月に体育祭があるために、夏休みに練習が行われ、対策はされていると思いますが、体育祭を成功させようとか、大きな目標を持って集中的に鍛錬しているときなど、強い思いがあればあるほど、時期的なものもあり、過酷になることは想像がつきます。教室にエアコンがあれば、休憩中に少しでも体温を下げてということもできますが、そこで、夏季に駅などに設置してあるミスト噴射器などをピロティーに設置するとかの改善策を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、教育委員会ともしっかり議論、協議をしながら、また、今ある坂町の環境に合ったあるべき姿を一緒に求めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「坂町の魅力発信に、夕陽観賞スポット案内板設置を」の件を質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「坂町の魅力発信に、夕陽観賞スポット案内板の設置を」の件について質問いたします。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終案の報告がありました。その基本目標の中に、坂町に住みたくなるようなにぎわいの創出があり、ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出のための施設整備や、坂町の魅力発信にSNSの活用など、平成31年度

までの数値目標が設定されています。

坂町の魅力の一つに美しい夕陽があり、その魅力をまず発信してはいかがでしょうか。

NPO法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会が選定した日本の夕陽百選に、広島県は原爆ドームしか選定されていません。愛媛県は沈む夕日が立ちどまる町として、夕日日本一のまちづくりをし、情報発信している双海町が選ばれています。

坂町の夕陽は四季折々、山や島々に沈む位置が変わり、変化に富み、美しい夕陽で、人々の心をいやしてくれる魅力いっぱいです。主な観賞場所は、夏は森山一周道路、冬はベイサイドビーチ坂などがあります。しかし、残念ながら、そのすばらしさを知らない人が多いようです。坂町の魅力発信の第一弾として、観賞場所に夕陽観賞スポットの案内板を設置して、情報発信してはどうでしょうか。町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町の魅力発信に、夕陽観賞スポット案内板設置を」の件についてお答えをいたします。

本年2月に策定をいたしました地方版総合戦略である坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、親から子へ、子から孫へと、歴史・文化・地域を守っていくことのできる町を基本理念として、均衡ある地域の発展のための事業を推進することとし、その重点施策の一つとして、本町最大の観光資源であるベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出により、交流人口の増加を図ることといたしております。

また、ウォーキングトレイル事業やふるさと自然の道事業で整備した歩道を既存の遊歩道と結び、町内にある三つのJR駅ともつなぎ、町内全域の緑豊かな景観、自然や歴史、文化資源とネットワーク化しており、来年度、これらの魅力発信をより充実させるため、町のホームページを一新することといたしております。

御質問の、坂町の魅力発信の第一弾として、観賞場所に夕陽観賞スポットの案内板を設置して情報発信してはどうでしょうかについてでございますが、森山一周道路への案内板設置につきましては、森山一周道路は大型車両の通行もあり、道路利用者や夕陽観賞者の安全確保上の問題や、案内板設置に伴う道路幅員への影響等の問題から、困難であるというふうと考えております。

また、ベイサイドビーチ坂への案内板設置につきましては、坂町まち・ひと・しご

と創生総合戦略に基づき、平成28年度にベイサイドビーチ坂の魅力向上を検討するためさまざまな立場の方に集まっていただき、ワークショップを開催することといたしており、その中で意見を伺い、まとめ上げた魅力向上のための提案を踏まえ、施設管理者である広島県と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、町の魅力発信等、地域の御協力を得ながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） なかなか難しいということなのですが、ベイサイドビーチにつきましてはワークショップがあるんで、それに期待したいわけですが、ちなみに、夕陽の太陽の陽とおひさまの日というのがあるんですが、これはどういう使い分け方をしとるかいうと、夕日は太陽そのもの、陽の分は沈んだ後の夕焼けを含めた形での夕陽という捉え方をしております。特に坂の場合は夕焼けがすごくきれいなんです。そういう意味でこの夕陽というような言葉を使わせていただきました。

それで、今、ウオーキングが結構盛んに行われておりまして、月一のようなウオーキング、それから悠々健康ウオーキング等あるわけなんです、それ以外にも結構ウオーキング客が多いわけです。

それで、さっきの中に情報発信としてホームページというようなことがあったんですが、歩かれる方はほとんどが高齢の方ということで、ホームページを見るような対象の人ではないような方が多いわけです。

実際にウオーキングをしてみても、坂町は案内板が非常に少ないと。だから、逐一、説明して歩いてあげるんですけども、そういうふうにしていかないと、坂町の様子がわからない、よさがわからないということで、今度、ふるさと納税応援プロジェクトで、歴史看板、そういうようなものを作るということなのですが、それはふるさと納税でやるんであって、それ以外にやっぱり町独自としてのそういう案内看板、これは歩く人に対して、あるいは町外から町内の人にとって優しい施策じゃないかと思うわけなんです。

ベイサイドビーチはワークショップで期待してから、何とかそういうのが出てくりゃ思うんですが、森山一周道路も、多少空きスペースというか、道路上でないところ

も、いかだの焼却場のところにもあるし、それから一番ええのは漁協基地なんです。漁協基地は県の所有地じゃろうと思うんですけども、あつこが一番、今の季節から10月ぐらいまで夕陽観賞に非常にいいし、カメラマンも大体森山一周道路の広島大橋の下からあそこら辺へ来る人が多いわけなんで、ぜひそこらへ案内板の設置を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 先ほど、議員言われました森山一周道路及び北漁業基地へのそういった夕陽看板の設置ということでございますが、森山一周道路の空きスペース等、確かにそういった意味では、この答弁にありますような道路への影響もないようなところということでございます。これらにつきましては、情報発信という部分で、道路管理者としては、そういう申請があれば許可をするし、ただ、森山北漁業基地ということがございましたが、ここはやはり漁業基地ということで、漁協とも調整をとりながら、そういった漁業活動に支障がないような形であればというのもあります。

こういう形の中で、設置可能なところ、またそういった財源も含め検討していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） ふるさと納税で、他力じゃないけども、案内看板をというようにございましたけども、私、この特に夕陽を坂町の一つの魅力という中で非常に大きな部分があるような気がするんで、これをやっていくために、ふるさと納税は町外の人を対象なんじゃが、町内の人を対象に、例えばそういう夕陽づくりの、例えばまちづくりの推進協議会とかそういうようなものを立ち上げて、それをもとにして基金を集めるとかいうような形にして、看板を設置するというのも一つの方法じゃないかと。やっぱり町民に関心を持っていただくということが非常に大切なわけであって、特に子供さんの情操教育の中で、最近は室内で遊ぶということで、朝日を見る子、夕日を見る子が非常に少なくなっておるというようなことを聞いたわけで、そういう意味でも、やっぱりそういう看板があると、実際、そこで見るができるわけですよ。ホームページというのは、そこへアクセスせんと見れんわけですし、やっぱり常時目につくような案内看板というものを設置する必要があると。そういう意味では町の補助金があるかどうか知りませんが、そういったものを単独にしても、ある

いは町民のそういった資金を活用するというのも一つじゃないかと思うんですけども、そこら辺のことについて、すぐたちまちどうこうということじゃないんですけども、いろいろと検討していただく余地があるかどうかということをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

来年度から、ふるさと納税の取り組みといたしまして、三つの事業を町のほうでは考えておりまして、その中で遊歩道の魅力向上整備事業ということで、これについても案内板の設置についても、皆様からのふるさと納税を活用させていただいて、年間を通して遊歩道が親しまれるような形に持っていければと考えております。

このふるさと納税につきましては、当然、町外の方に基本的には事業を周知をさせていただいて、御協力をいただくということなんですが、町内の方もこのふるさと納税は寄附金の控除の対象にもなるものでございますので、そういった町内、町外の方も含めまして、坂町の遊歩道がよりわかりやすい遊歩道である、またそういった親しみやすいものであるということで、看板のほうもこの寄附金等を活用させていただきながら今後も整備してまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 小屋浦小学校の児童の皆さん、ちょっと時間がオーバーするようなので、ここで暫時休憩をいたしまして、終わりといたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

11時から再開いたします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「ふるさと納税返礼を空き家対策とする」の件を質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「ふるさと納税返礼を空き家対策とする」という件で質問いたします。

2月5日の全員協議会に坂町ふるさと納税案が提示されましたが、その趣旨を確認したいと思います。

同時に、全国的な現状は返礼品合戦と寄附金集めの競争が激化中ですが、現在、坂町はその競争に不参加状態にあります。このままでいいのかどうかを伺います。

一点目に、提示案の寄附額の1割程度の返礼品、目標に未到達ならば、一旦、基金に積み立て、姉妹都市の産品を加えるなどは消極的過ぎるし、寄附者からは満足度がなく、寄附金が集まるかどうか微妙である。

政府筋の言うふるさと納税制度は、都市部に集中する税収の偏りの是正や地域活性化を目的に創設されたと聞きます。このことは、返礼品を町でつくり、税収を上げることに尽きると思いますが、このことはどう認識されているのかを伺います。

二点目に、返礼品がない場合はどうすればいいか。地方創生にひっかけて、空き家管理代行、手入れを返礼品にし、シルバー人材センター等応援隊を活用する事例もあります。遠方にいる家主が寄附を通じてふるさと再制復活に協力する。当たり前のようですが、本当に坂町の将来を考えてくれているかの試金石になります。

ウォーキングやベイマラソンのエントリー券もまちおこしの一端ですが、話題だけになりそうでございます。

提案いただいたふるさと納税制度を総合的観点に立って、機動的に寄附が集まるようプランを見直していただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ふるさと納税返礼を空き家対策とする」の件についてお答えをいたします。

ふるさと納税は、個人住民税の納税者が居住地以外の自治体を指定をして、個人住民税の一部を寄附として納めることができる制度で、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという思いが形にできるものとなっております。

御質問一点目の、ふるさと納税制度は都市部に集中する税収の偏りの是正や地域活性化を目的の創設されたもので、このことは、返礼品を町でつくり、税収を上げることに尽きるとの考えに対する認識でございますが、ふるさと納税制度は個人の自発的な意思においてなされるものであり、坂町を応援したい、坂町に貢献したいという方々の思いを税制を通じて形にする仕組みだと考えております。

そもそもの導入の趣旨は、多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等さまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、住んでいる自治体に納税することになります。今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないか、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか、そのような思いのもと、数多くの議論や検討を経て、ふるさと納税は導入されたものであります。

御質問二点目の、返礼品がない場合はどうすればいいか、提案いただいたふるさと納税制度を総合的観点に立って、機動的に寄附が集まるようプランを見直していただきたいについてでございますが、総務省はふるさと納税の意義の一つとして、自治体を選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけとつながり、さらに自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を目指すことで、自治体と納税者がお互いの成長を高める新しい関係が構築されることを上げております。

本町におきましても、将来にわたって坂町の魅力、価値を高める事業として寄附金の使途、目的を明示することで、これに賛同していただける方をふやし、この方々の思いにしっかりと応えられるよう取り組んでまいります。

今後とも、本町におきましては、返礼品合戦と寄附金集め競争をするのではなく、寄附された方々の思いを大切にいたし、魅力のあるまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） どうも答弁が基本理念のみで、一步踏み込んだものが聞こえんわけですけども、つまり予算、目標、ふるさと納税で何ぼ獲得するんだという表現はちょっと不適合かもしれませんが、28年度予算は立てないということでもいいですね。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

28年度の当初予算については、確かに千円計上ということではさせていただいておるんですが、予算を立てないということではなくて、このふるさと納税の当町の三つの事業を応援してやろうという、その方々の志をいただいたものとして、最終的には決算見込み、その収入金額をもとに補正予算を計上させていただく予定でありますの

で、目標を幾らとかいうことではなくて、確かに事業ごとには目標金額に沿った事業の実施については、それぞれの目標金額を定めておりますけども、全体のふるさと納税を幾らお願いするとか、そういったような趣旨ではなくて、あくまでも個人の方のそういった志をお受けするという趣旨で当町はこの事業に取り組んでおるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） つまり、結果的には寄附金で集まるけんええよというようなことなんでしょう、やはりどこでも目標値を定めてやっているんです。

二点目が、私、質問書にも前から書いてますけども、地域の活性化、地方創生の一端として、地方創生の中で地域の活性化がうたわれてるんじゃないけど、要は、他の町では返礼品のために産業を興したり、いろいろと活性化を練っているわけです。だから地域の活性化について踏み込んだ回答がちょっとなかったんじゃないけど、その辺はどういうようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

この制度自体は、もともとは、要は寄附される方がふるさとへ思いを届けるという趣旨で制度が創設されたものでございます。返礼品を目当てにして寄附を募るとするのは、本来の趣旨に反するという事で、現在、他の団体でも、ふるさと納税の原点に沿ってから、返礼品についてはお贈りしない、また、寄附された方の思いを事業に反映していくというふうな取り組みがなされております。

また、国においても、返礼品の価格とか返礼品の割合、寄附いただいた方に対して幾らの返礼品をすとか、こういったような表示はやめるようにという国のほうの指導もございまして、民間のふるさと納税の、事業者が運営するホームページ等でも、そういった表現を今ごろはしてないということもございまして、別のものの特産品の開発と、ふるさと納税での返礼品のお返しというのは別のものであるというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 前回、私、27年6月の定例会でちょっとふるさと納税について質問させてもらったんですが、このときに近隣の町の一覧表をおつけして、さまざま、例えば町木、梅の何でもいいです。ペンダントでも紙細工でもええ。例えばあ

あいうようなものは、やろうと思ったらできる話だと思うんです。だから他町さんはいろいろとそういうことを考えてるということを質問したりしたんですけども、継続した御回答でございました。

次に、ふるさと応援基金、これは次の議案でちょっとあるようでございますけども、今のところ、3テーマを選ばれてるんですよ。この3テーマが物すごく地味なんです。議案に出てくるんですけども、先ほど言いましたように、統一案内板とか、あるいは遊歩道の整備とか、あるいは青少年の健全育成の支援事業とかいうような形でいろいろと地味なんです。要は、三つのテーマを、今、提案されたんですけども、次にあることは期待するんですけども、私が提案している空き家なんていうのは、空き家管理代行をしてあげるよ、だから寄附金をしてくださいよというふうなことについては回答をいただけてないんですが、どういうお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

このたび、28年度から地方創生総合戦略を立てさせていただきまして、空き家の利活用ということで、町内に多くある空き家を有効的に利活用させていただきたいと考えております。そのために町といたしましても空き家バンクであるとか、所有者の方への積極的なアプローチも今後やっていく予定にしておりますので、この維持管理へその部分を回すのと、今回、空き家に対する支援というのは相反するものではないかと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後に質問します。

実は、空き家を何で提案したかいうたら、さまざま、これはあくまでもホームページとかなんかのインターネットの情報でとらえたわけでございますけども、実を言えば、これはどういうメリットがあるかといいましたら、返礼品を10割するんです。1割じゃないんです。例えば5万円を寄附していただいたら、5千円を返礼品にするとかいうんじゃないくて、やはり10万円をもらったら、10万円の、これは限定ですけども、やっぱり空き家を持っている方の寄附があれば、それをやっぱり10割返礼するとかいうようなことを、物すごく返礼品は10割なんていうのは全国ないわけでございますけども、要は、それによって空き家を持っている方がまちづくりに協力しただけ。これは物すごくええんじゃないかと。それを1割にしたらおかしいですけ

ど、返礼を。というようなことを思って提案をさせてもらったんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 空き家に関することにつきましては、空き家等の適切な管理につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法、昨年5月に全面施行されたところでございますが、その第3条にもありますように、第一義的には空き家の所有者がみずからの責任において管理するということが前提でございますので、今のふるさと納税のお金をその管理のほうに回すというのは、先ほど新木部長もお答えいたしましたように、町の計画にはそぐわないというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「出産・子育てについて」の件を質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「出産・子育てについて」の件で質問します。

このたび、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、その中の基本目標に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという目標を掲げているということもあり、人口目標1万5千人を目指す坂町にとって、今後も子育て支援は重要な施策の一つになると思います。

不妊治療、不育症の治療、母親学級、子ども教室など、乳児家庭全戸訪問事業やファミリーサポートセンター事業など、今現在の坂町は出産・子育てに対しての環境はかなり充実しておりますが、さらなる改善策として以下の二点を質問します。

1、ファミリーサポートセンター事業の拡充対策は。

2、産前、産後の町の支援状況をわかりやすく記載した子育てケアプランを作成するようにしては。

町当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「出産・子育てについて」の件についてお答えをいたします。

本町では、安心して出産・育児ができる町を目指し、町単独事業での不妊治療、不育治療の助成や、子育て世代が触れ合い、交流できる場となるきらり・さかなぎさ公園等を整備してまいりました。

また、このたびのまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、子育て支援を重要施策の一つに掲げ、子供を大切にし、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスのとれた総合的な子育てを推進することといたしております。

御質問一点目の、ファミリーサポートセンター事業の拡充対策についてでございますが、この事業は、育児や病気時の介護の援助を受けたい人と行いたい人が、子育て等の相互援助活動を行う有料ボランティアの会員組織で、センターがお互いの希望に合わせて両者を紹介する事業でございます。

当町では社会福祉協議会に委託し実施をいたしており、平成26年度の実績は84名の登録、61件の活動実績でございました。

今後の拡充についてでございますが、保育園に通う子供さんの保護者から、実家が遠くて家族の支援が頼めないため、出産前後や病気時に掃除、洗濯、買い物、食事などの支援を行ってほしいという要望もあるため、依頼できる支援の内容について、産前、産後や、体調を崩して家事が困難な方を対象に、日常の簡素な家事をお手伝いするなど検討していきたいというふうに考えております。

御質問二点目の、産前、産後の町の支援状況をわかりやすく記載した子育てケアプランを作成するようにはについてでございますが、この子育てケアプランは、妊娠期から出産、そして子育て期とそれぞれの時期に応じて利用できるサービスや、予防接種等を記載した子育てに関する支援計画書だと思いますが、本町では母子健康手帳交付時から保健師によるサポートを初め、全ての乳児家庭を訪問し、予防接種、各種教室の御案内、これからの子育ての助言、指導を行っており、特に支援が必要と思われる妊婦、乳児については、持続して家庭訪問を行っております。

親として子供をどのように育てていくか、予防接種や健診をいつ受ければよいのか、これから成長していく子供の将来に何が必要なのか等、親がみずから我が子のために計画を立て、子供の成長過程をしっかりと見守ることが親としても成長し、子供とのきずなを強め、深めることにつながると考えております。

本町の保健センターは、保健師がいつでも助言や相談に応じますので、子育てに不安を感じられたときには、一人で悩まず、いつでも御利用いただきたいというふうに思います。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 乳児家庭全戸訪問事業の件でお聞きします。

この乳児家庭全戸訪問事業の達成率は、現在、何%でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

これは100%でございます。平成26年度におきましては、111人の乳児がおりまして、訪問を全ていたしており、また、延べ件数は116件となっております。これは、やはり支援が必要であると思われる世帯には、継続して訪問をいたしております。

また、平成27年度1月末につきましては、今現在、78名の訪問をいたしております。延べといたしましては、97件となっております。これは、やはり保健師のほう毎週月曜日に出生とか転入とか全てチェックをかけまして、新生児から4カ月の間までに必ず一度は訪問をするようにいたしております。

また、里帰り出産等をされる方もいらっしゃるのですけれども、それで支援が必要と思われる場合には、県外、他市町、こちらのほうの保健師のほうに依頼して、訪問をお願いをしているところです。

また、他市町からも、当然、坂町に里帰り出産される方がいらっしゃいますので、これについても坂町の保健師で対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 100%というすばらしい数字が出まして、里帰り出産の方まで対応しているとは非常にすばらしいと思います。

ファミリーサポート事業の件で質問いたします。

ファミリーサポートセンター事業の拡充として、産前、産後や、体調を崩して家事が困難な方を対象に、日常の簡単な家事をお手伝いするなど検討していただけるとお聞きして、ファミリーサポートセンター事業の今後に期待しております。

ファミリーサポーター養成講座は年に何回くらい開催されているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

ファミリーサポーター養成講座なんですけど、これは任せて会員の方が登録をしていただいたときに、一応、この講習を受けて初めて事業をお助け、援助ができるという

形になっておりますことから、年一回、今回、3月の広報に掲載しておりますけれども、養成講座を開催するようしております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 国は、今現在、地方創生の一環として、子育て世代包括支援センターを推進しています。坂町の子育て世代包括支援センターでは、今現在、どのようなになっているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えします。

国が示しております子育て世代包括支援センターなんですけれども、これはまち・ひと・しごと創生基本方針の一つとして、27年9月に掲げられたものでございます。これに関して坂町では、今まで保健センターでの妊娠、出産時の支援の取り組みとあわせて、総合的相談支援を行ってきております。国が示す今回の基本計画によりまして、出産から子育てまでをトータル的に行うということで、現在、坂町が行っているものと何ら変わりはありません。そのため、先日、国のほうに、うち、この支援センターの事業をしていると申し入れましたところ、認定されまして、27年4月から、坂町はこの子育て世代包括支援センターを坂町保健センターに置いているということで認められております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） この子育て世代包括支援センター、国が推奨しているんですが、それを既にもう坂町はやっているということで、非常にすばらしい対応だと思います。

子育てケアプランの件で、再度、質問いたします。

昨年の12月、妻と母子手帳を受け取りに健康保険センターに伺いました。そのときに母子手帳の説明と、町からの支援や、今後、開催される母親学級の説明なども丁寧で親切な対応をしていただきましたが、しかし、これらの説明が一気に説明をしていただいたので、帰るころには少し忘れた状況とかもございまして、これらを一目でわかる、坂町の支援が1枚の紙でわかるようなものがあればいいなと思いました。

この子育てケアプランというのを、今回、一般質問させてもらったんですが、これは千葉県浦安市が実施しておりまして、保育士とは別に子育てケアマネジャーを2人

体制で稼働している状態です。この子育てケアプランは、合計3回作成いたしまして、1回目は出産までの6カ月間、2回目は出産前後、3回目は生後10カ月から2歳までの合計3回ケアプランを作成いたしまして、出産・子育て支援を利用できるサービスや事業をケアマネジャーと一緒に検討するといった取り組みを浦安市は行っております。

ここまでの支援は、坂町としては職員の手配などがいろいろあり難しいと思いますが、ここまでの支援じゃなしに、もっと簡単にした、助成金や支援サービスが1枚の紙で把握できるようなものがあればいいと思うのですが、そんなにお金も手間もかかるわけでもないですし、少し時間を割いていただいて、取り組んでいただければできると思うんですが、そういったことを検討していただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

子育てケアプランにつきましては、先ほど町長の答弁の中にもございましたように、やはり我が子を育てるためには、親がしっかりと我が子のそういったプランを立てることが必要と考えております。それにおいて、坂町におきましては、妊娠届を出されたときから、保健師、または母子保健推進委員さん、地域に15名いらっしゃいます。この方々でサポートのほうをさせていただいております。

また、母子健康手帳、これは昭和17年にできたものではございますが、これが継続して今も使われているということは、この中にそういった支援内容を書いたものが全て記載されている、また、これにつきましては、妊娠期から乳幼児期までの予防接種とかを受ける期間も全て書かれております。これにおきまして、その時々で、例えば生まれたときの写真をそこに張って、生まれたときに御両親がこんな思いでしたよとか、御家族がこんな思いでしたよとか、メッセージを書く欄も、生まれたとき、1カ月とか2カ月、お誕生日、その時々で6歳まで記入できるようになっております。

また、今までにかかった病気、生まれたときから、例えば6歳まで記入できるようになっているのですが、水ぼうそうにいつかかったとか、おたふく風邪にいつかかったとか、そういったことも記載できるようになっております。妊娠期からございますので、お母様の健康状態についても全てこの母子手帳に書かれ、お生まれになったお子さんのことについても、全てこの1冊の母子健康保険手帳に書かれております。ですので、こちらのほうをしっかりと活用をして、これからの子育てのプランを立てて

いただく、その中で坂町でできる、今現在取り組んでおりますことは、母子保健の事業につきましては、毎年1回、4月の広報をお配りするときに、年間行事予定表を入れさせていただいております。

また、毎月の広報にも、こういった事業がございますということも啓発させていただいておりますし、また、戸別通知もその時々で行っておりますので、そちらのほうを御活用いただきながら、御自分のお子さんの成長を御家族で考えていただいて、プランを立てていただくということを目標に、坂町のほうは保健師、管理栄養士もおります。いつでも保健センターのほうで御相談に応じますし、気軽にお電話でも御相談に応じておりますので、御利用いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番三登信秀議員から「これからの時代に合葬墓」の件を質問願います。

三登議員。

○8番（三登信秀議員） 「これからの時代に合葬墓」の件で質問させていただきます。

少子化や核家族化が進む中で、家の墓守が無理という相談がふえ、今、全国各地で公営の合葬墓というものが設置されています。現在、20の政令指定都市でも半数以上、広島市においても市営の高天原墓苑の一角に約1万体を納骨できる合葬墓を約1,700万円の建設費でつくり、将来にわたり市が管理し、安い使用料を目指し、新年度募集するそうです。

合葬墓とは個人の家ごとに遺骨を墓に埋葬するならわしと違い、血縁の有無にかかわらず、多くの遺骨を1カ所に共同で安置するものであります。これが特徴で、これからの墓の流れという有識者もかなりおられます。

坂町の多くの墓は山の中に点在し、足の悪い高齢者も墓守はもう無理という話もよくお聞きします。また、荒廃した無縁墓も多く、自然災害に伴う土地の崩落など、人災とも言われる甚大な被害も予想されます。墓に関しては難問が予想されますが、町民の全ての方が安心して終活を迎えられる町管理の合葬墓の設置をお願いいたします。

当局の御意見をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「これからの時代に合葬墓」の件についてお答えをいたします。

お墓の設置に関しましては、各人の思想、考え方にもよりますが、墓守については、

親から子、子から孫へ継承されているものというふうと考えております。

町営墓地の設置につきましては、これまで広島県道路建設に係る代替墓地として、小屋浦地区と植田地区にそれぞれ1カ所、このほかに町有の無縁墓地が1カ所ございます。

この無縁墓地には、町内で古くにお亡くなりになった身元不明者を埋葬いたしており、DNA鑑定などにより身元が判明した場合には、いつでも関係者にお渡しできるような管理をいたしております。

御質問の町管理の合葬墓設置についてでございますが、合葬墓とは議員が言われているように、血縁の有無にかかわらず多くの遺骨を1カ所に共同で安置するもので、近隣自治体では、広島市が現在整備中で、平成28年4月から使用者を募集すると伺っており、全国的にも事例は見受けられます。

設置理由は、住民からの要望や自治体の公営墓地における相続人不在等による無縁墓地化を防止することが目的となっておりますが、既に無縁化したお墓や、身元が判明していないものは対象外となっております。

本町における対応につきましては、現在の本町の墓地事情や個々の思想、考え方等を鑑みて、合葬墓設置については考えておりません。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 答弁内容が私の一般質問の中のあれとはちょっと食い違いというか、合葬墓という言葉自体が、現在、新しくつくられたような言葉だそうで、実際、その取り違いという部分もあると思いますので、改めて、合葬墓とは人の家ごとに遺骨を墓に埋葬するならわしと違い、無縁の有無にかかわらず、多くの遺骨を1カ所に共同で安置するものである。つまり、今現在、町内、全国どこでもそうなんですけど、日本の場合、特に欧米とかそういうところと比べ、山間地区に墓所がいっぱい点在している。実際、墓所の問題というのは宗教とかいろいろなものがあると思うんです。それでこういうものを取り上げるのはどうかなという意識で、十数年前から本当は合葬墓という類いの話をしていかないとあかんなということで自分で定義づけしてやっていたわけですけど、そのときに広島市のほうで、去年の8月ですけど、新聞紙上で合葬墓に関して取り組みします、予算をとりましたという形で書いてたもんですから、その部分で内容をちょっとお聞きしに行って、合葬墓というものに改めて同意を

得て、それだったら我が町においても必要じゃないかということで御提案をさせてもらったわけですけど、そこの中で、今、合葬墓というのは特に格差社会、アベノミクスと言われる中で、地方の経済なり住民の暮らし、そういう部分がかなり影響を受け、実質的には貧相階級、そういう形の部分になってると思われるんです。実際、今、労働者の年間収入が300万円以下という方々が、貧困層ですけど、その方の年収が300万円、この方が7割おられるということで、実際、その7割の方、いろいろあると思うんですけど、お墓をつくりたくてもつくれない。自分の墓に入りたくても、自分が死んで入りたいというお墓がないという方が結構おられるということも、いろいろ話の中もそうですけど、他町の人とも話して、そういう話はよくお聞きするんですけど、そこの中で、地方の町村も、さっき言ったように、政令都市の大きな町じゃなくても、本当のことを言えば、この小さい町村で、ある程度、そういう合葬墓という形態をとっていかないとあかん時代になってるんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺、どう考えておられるかちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

合葬墓についてですけども、今の格差社会とかいう言葉も出ましたけども、個人の事情によって、そういった問題も確かにあるのかはわかりませんが、このことが直接町営の合葬墓建設につながるものではないと考えております。

特に、議員言われたように、宗教や思想やそういったものを抜きにして遺骨を1カ所に安置する、これが合葬墓というものでございまして、中には、入れた瞬間、誰のものかもわからなくなる。施設によっては10年とか20年間保管して、その後は一緒のところに安置されるというようなものでございまして、そういったものを坂町民の方が求めているのかどうなのかというところもございます。環境防災課のほうで合葬墓の相談とかそういったものについては、今のところは受けておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 相談がないということは、それは重々こちらも知ってるんですけど、それは問いかけがないから知らないだけであって、実際、広島市の場合に、今現在もそうですけど、今さっき言ったように、合葬墓自体が施行中なんです。現場をちょっとのぞきましたら、3畳ぐらいの広さの墓地なんですけど、そこに記念碑的

な部分で、実際、そのこの墓所に、メインに墓があるわけですけど、その墓がどっちかという、ちょうど私が行ったときにもデザイナーの方がおられて、そのデザイナーの方とも1時間ぐらい話をしたんです。そこの中に1万個の遺骨を入れるという形なんですけど、実際、骨つぼに入れるんじゃないで、布に入れて、それを埋葬する。そういう形で、随時、そこに入れとくという類いの部分だと思うんですけど、捉え方はいろいろあると思うんですけど、ただ、さっきから行政側の方が無縁墓のことをよく言われるんですけど、実際、その話をしてるわけじゃなくて、私が言ってるのは、これからの時代には、ある程度、そういう類いのものも必要じゃないか、それでこういう方向づけにいくんじゃないかということで私は提案させてもらってるもので、実際、いつ行っても、そこに花がある、それで線香を炊いておられる、そういう墓があっただけじゃないかなというのが、これが今からの国の流れになるんじゃないかとは思ってるんですけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

議員さん言われるのは、大きい大都市、広島市を初め、各政令指定都市につきましては、こういった問題がやはりクローズアップされて、こういった要望等によって合葬墓建設になったことと思われま。

当町の場合は、ほとんど思想とか宗教、そちらのほうも、ちょっと申し上げにくいんですが、割とお寺さんもしっかりしておりまして、それでこういったものをどう思われるかなんです。例えば無縁墓になりそうな形になっていても、やっぱり遠縁の方とか近所の方が墓を盆には掃除するというのが坂のええところじゃろう思います。というようなことをございまして、この合葬墓のイメージはちょっとまだついてまいませんので、御了承ください。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 実際、お墓というのは人間の尊厳的な部分もかかわるので、なかなか難しい部分があると思うんです。ただ、これは、今、行政の施策の中で墓というのはちょっと結びつけるのは本当に大変な部分はあると思うんですけど、こういう類いの部分も取り入れていかないとあかん。実際、そういう方向づけも必要じゃないかなと思うんです。

坂町の場合は、現在、吉田首長が結構いろんな形で動いておられて、町以外でもそ

うですけど、全国的にも結構評判をなされている方なので、そういう意味からいっても、市町村のリーダーシップをとるという形でも、今からの市町村はこうあるべきやと。実際、さっき言いましたけど、自然災害がこういう形でかなり頻発に起こって、土石流とかそういう類いも常に新聞をにぎわしている状態なんで、その問題もある程度照らし合わせながらやると、どうしても平地でアクセスのいい場所に、町民がいつでも行って手を合わせることができるような墓があってもいいんじゃないかなと。これが若い人、この4月から18歳以上の選挙権が与えられるわけですけど、そういう方々の部分の話を聞いても、実際、そういう要望もあるということもちょっと聞いてますので、今後、早急にこれをある程度やってくれとかそういう要望はないんですけど、ただ、頭の中にちょっと置いていただければ、これをある程度考えていくような形で、今後、再質問させていただくかもわかりませんが、そのときにまたよろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 答弁要るんですか。

○8番（三登信秀議員） いいです。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「ごみ行政について」の件を質問願ひます。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「ごみ行政について」。

先般、今後の環境行政の基本となる計画として、坂町環境基本計画が策定されましたが、計画の対象範囲である生活環境、特に町民に身近なごみ行政について具体的な対策をどう講じていく考えであるか、関係当局の意見をお伺ひいたします。

1、本町の施策や町民の環境に配慮した行動の指針とは、ごみ行政にとってどのようなものか。

2、ごみ集積所にカラス等のしわざによってごみが散乱しているのを見かけるが、対策を講じる考えはありますか。

3、今後、ごみ減少に向けてどのような視点に立って推進していく考えでありますか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ごみ行政について」の件についてお答えをいたします。

本町では、将来の世代に良好な環境を継承するため、環境行政の基本的な指針となる坂町環境基本計画を平成26年度に策定をいたしました。

この計画では、大気汚染や水質汚濁、ごみ処理等、さまざまな環境問題に対し、具体的な目標値を定め、町民、事業者、関係団体と行政が連携し、最適な生活環境の保全や管理等を推進していくことといたしております。

中でもごみ処理に関しましては、町民の暮らしや事業活動に密接にかかわる欠くことのできない重要な行政課題の一つであると考えております。

御質問一点目の、本町の施策や町民の環境に配慮した行動の指針とは、ごみ行政にとってどのようなものかについてでございますが、施策に関しましては、環境基本計画において、ごみの資源化率や排出量の削減等の具体的な目標値を定めており、町民参加によるリデュース、リユース、リサイクル、いわゆるごみの3Rの推進を軸に、ごみの出し方という冊子を全戸配布するとともに、不法投棄のパトロールを行っておりますが、新たに郵便局と協定を締結し、連携をしております。

また、町民の行動指針といたしましては、ごみの排出抑制を行っていただくことが最優先事項となりますが、ごみの分別の徹底やマイバッグの推奨、不法投棄や野外焼却の禁止等の啓発にも取り組んでおります。

御質問二点目の、ごみの集積所にカラス等のしわざによってごみが散乱しているのを見かけるが、対策を講じる考えはあるかについてでございますが、これまでもカラス等からの被害をなくすため、各住民福祉協議会や坂町公衆衛生協議会との連携を図りながら、集積所におけるネットの設置やごみの出し方の啓発に取り組んでおり、一定の成果を上げているものと考えておりますが、ごみの散乱防止に関しましては、ごみの出し方などルールを守っていただくことが肝要でありますので、引き続き、啓発強化に取り組んでまいります。

御質問三点目の、今後、ごみ減少に向けてどのような視点に立って推進をしていく考えであるかにつきましては、快適な生活環境を維持するためには、町民、事業者、関係団体と行政が連携し、ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等に取り組むことが大変重要でありますので、これからも坂町環境基本計画の指針に基づき、循環型社会の構築を推進してまいります。

今後とも、安心して人に優しい環境づくりの実現に向けてごみ処理対策に取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） ごみの3Rが推進されているようでございますが、ごみの排出量の推移はグラフを見ると横ばい状態のようでございますが、今後、取り組みを強化される考えはありますか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

そういった取り組みにつきましては以前から取り組んでおまして、ごみの排出量の削減、資源化率の向上、そちらの具体的な数字を環境基本計画に載せて取り組んでおります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 毎年、ごみ行政に対する苦情が多々あるようでございますが、その苦情に対応し、どのような苦情が出とるのか、また、どのように処理されたのかお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

ごみに関する苦情ということでございますけども、ごみの苦情というのは基本的にはないと認識をしております。ごみの収集時間に間に合わなかったとか、不法投棄であるとか、回収日ではないのに出されとるとか、散らかっているとかというような、そういった意見はございますけども、直接ごみに関する苦情はないものと認識をしております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） つい最近でございますが、資源ごみの盗難があったようでございまして、もちろん防止対策を住民協並びに地域等にとっておるようでございますが、行政としての対策等をお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

資源ごみにつきましては、夜間に持ち去られる場合が多いため、最終日の朝に出していただくようお願いするということとなります。

また、警察につきましても、町内の巡回パトロールをお願いしております、資源ごみ持ち去りについても抑止効果があるものと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 最後にいたします、時間の都合上。

不法投棄のパトロールに、新たに郵便局と協定と連携を締結したとありますが、どういうものでございますか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

先日、2月16日に、坂町と坂郵便局、小屋浦郵便局、広島中央郵便局において締結いたしました道路破損等による危険箇所の情報提供による協定書でございまして、道路上での事故の未然防止や生活環境の向上を目的といたしております。

主な内容につきましては、郵便局員が業務中に町内における道路破損等による危険箇所や、不法投棄と見られる廃棄物を発見したときに、坂町に情報提供をしていただけというものでございます。

なお、民営化になる平成9年度に、郵便局とは災害協定のほうは締結をしております、こちらについても、今回、見直しを行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後01時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「福祉事務所の活動内容について何う」の件を質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「福祉事務所の活動内容について何う」の件で質問いたします。

坂町の福祉事務所は平成21年に県から権限移譲され、その運用は近隣町との広域でなく、単独で立ち上げざるを得なくなり、町の民生部長が事務所所長として就任し、はや7年が経過いたしました。

その間、多くの相談を受け、住民の福祉向上に大きく貢献したものだと考えております。

そうした中、福祉事務所として、これまでの活動に対しどのように住民の福祉向上、増進に貢献したのか、また、今後の課題等についてどう考えるのか、以下内容で町当局にお伺いいたします。

- 1、過去、どんな相談内容がどれくらいあったのか。
- 2、社会福祉協議会等関係機関とのネットワークは機能しているのか。
- 3、現状の福祉事務所の人員体制、職員育成等はどうなっているのか。
- 4、福祉事務所の今後の課題は。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「福祉事務所の活動内容について伺う」の件についてお答えをいたします。

本町の福祉事務所は、福祉に関する悩み事について、身近な町役場で相談から支援の実施まで一元的にサービスを提供するため、平成21年4月、民生課と保険健康課内に設置をいたしました。

御質問一点目の、過去、どんな相談内容がどの程度あったのかについてでございますが、平成26年度の実績では、生活保護等生活困窮に係る相談が42件、母子、障害、児童、不登校、虐待等に関する相談が151件、また、坂町地域包括支援センターと連携して対応いたしております介護不安や高齢者虐待、成年後見制度に関する相談が510件となっております。

御質問二点目の、社会福祉協議会等関係機関とのネットワークは機能しているのかについてでございますが、相談者の生活問題、課題の解決や緩和を図るためには、関連機関、関連専門職が連携することが大変重要で、例えば高齢や障害等により金銭管理に不安がある方には、社会福祉協議会と連携し、通帳、金銭の管理を行ったり、また、高齢者の介護に関する相談には、地域包括支援センターと連携し、サービスの提供を行うなどの対応をいたしております。

御質問三点目の、現状の福祉事務所の人員体制、職員育成についてでございますが、本町では、社会福祉法に定められた指導監督を行う所員、現業を行う所員、事務を行う所員と、母子自立支援員を配置いたしており、福祉事務所を運営する上での人員は確保をいたしております。

また、職員の育成につきましては、運営上必要な社会福祉主事、児童福祉主事等の研修に加え、制度改正に伴う研修への参加など、常日ごろから職員の資質、能力の向上に努めております。

御質問四点目の、福祉事務所の今後の課題はについてでございますが、近年の相談員の抱えている問題は複合的であり、既存の社会保障や福祉政策による対応のみでは解決に至らない福祉課題、生活課題が広がっております。そのため、専門機関、関係機関との連携だけではなく、住民福祉協議会を初め、民生委員児童委員等、地域の方々によるサロンの運営や見守り等の活動を通じて本町の実態に合った支援体制の充実に努め、住民の期待に沿った支援を行ってまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、答弁いただいたんですが、住民の福祉向上、非常に多岐にわたって難しい問題だとは思いますが。今の答弁で、トータルで平成26年度703件、子育て絡みとか高齢者絡み、また生活保護、生活困窮などでいろいろ相談を受けておるということでございます。

そうした中で、まず一点目、お聞きしたいのは、ネットワークで社協とか地域包括の話も出ましたけど、この703件で、町の福祉事務所で受けたというのか、解決につなげたものとか、分かれるのかなと思うんです。例えばこの703件が、この領域は社協に任せて解決までやったとか、地域包括に任せてやったんだというようなのがあって、町としてはこの703件で何%のぐらいが自分のところで抱えて処理したか、その辺がちょっとわかれば、一点、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） この相談件数なんですけれども、内容が、町長の答弁にもありましたが、一応、問題が複合的になっております。特に、うちのほうに相談に来られる方は、不安ということで、目に見えないもの、私たちにきちっとつながる内容というのはほとんどありません。その相談の一つ、お金がなくて生活が困っていると

いう一つの内容にしても、体が不自由だとか、外に出るのが不安とか、買い物に行けない、夜寝れないとか、一つだけで解決できるような問題ではありません。その関係で、今、申しました703件に関して、きちっと解決できたかというのは、うちのほうでは把握できていないのが現状です。

また、行政は法令にのっとったものしかできないということがあります関係で、夜、不安という形になりますと、民生委員さんに御協力をいただいて、見守り活動をしていただく。ですが、それをしたから本人の不安がなくなっているかという、そうではないですし、生活保護に関しましても、困窮しているから生活保護になった。じゃあ生活は改善できたけれども、本人が満足できたかという、そうではないと思っております。そのような観点から、相談件数が解決できたというのは非常に難しいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 703件、これ、人数にすると、また違うんだったんかな思ったんですけど、要は、703件いうと、同じ人が何回も来られたのをカウントするというような状況だろうと思うんですが、その辺はいいです。

それともう一つお聞きしたかったのは、どれぐらい解決したんかないのが本当は欲しかったんです、相談に行った以上。福祉の向上、増進というのは、この前、研修に行ったときに、ある大学教授の話では、住民の幸福感、幸せ感という満足が得られたら、福祉の向上、増進なんだという目標、そういう定義をされておりました。そういう捉え方で考えてみると、例えば相談に来ました。何人かの方がどんどん来るんですけど、そういったときに、これは解決したよと、本当に相談に来た人が満足して、一応、坂町に相談してよかったなというような形になった人いうのをフォローいうのはあんまりせんのかな。全体でどんな感じなんかないのがちょっと聞きたかった。

例えば、我々でもいろいろな要望が住民から来る。例えばうまく満足に解決できたよとか、フォローするじゃないですか。そんな感じで、703件の中でどれぐらいの解決につながったんかな。要は幸せになって、幸福感を得られた人がどんな感じじゃったんかないのをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 非常にちょっと難しいのでお答えをどのようにしたらいいかわからないんですが、まず一つの例で、今年度、始まった生活困窮の例をとらせて

いただきますと、生活困窮が6件相談がございました。その中では、年金が夫婦合わせて300万円しかないんだけど、生活が不安という形で考えられると、300万円という金額で不安と感じられても、生活保護の最低生活費は十分満たしてはいるわけですから、帰っていただくという形になります。該当なので、それでしばらく頑張ってくださいねという形で帰っていただくという形が、今回、4件ほどありました。

あと2件に関しましては、就労支援ということで、確かに苦しくて、今後のことを考えたら、年代的に若い、就労もまだできるという形であれば、就労支援という形で、うちのほうと一緒にハローワークに行って、就職をするという形でしている関係で、うちのほうはそれが支援につながったとか、帰っていただいたとかいう形は、生活困窮に関しては把握しております。

また、子供に関しては、生活のほとんどの方を照会をしておりますので、100%うちでは対応できませんということはありません。特に児童虐待に関しましては、見守りが必要という形であれば、保健師とうちと保育所なり小学校なり、虐待の関係の方の見守りとずっと続けて支援をしております関係で、完結ということではなくて、できるだけ、議員さんがおっしゃったように、幸福感が味わえる、満足いける、皆さん、職員として何ができるかを最優先しながら、できるだけのことをして差し上げるという形を観点に、みんな事務に当たっているつもりでございます。

御理解のほど、お願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと三点目にお聞きいたします。

今、26年度で703件というのがありましたけど、こういった件数とか相談内容というのは、上部団体というんか、県とか国、そういった部門に報告して、これは補助金とか支援金、そういった交付金とかいうのが件数によって違ってくるんか、そういった仕組みはないんですか。多いのは知らんよ、あんた方が早う処理せんけんよいうようなあれで、何か特例交付金かな、あっくらへ入っったり、ちょっとはつきりわからんのですが、その辺の増減は、件数とかで影響があるんですか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 今の相談件数に関しましては、国への報告という形で、毎月、報告はしております。しかしながら、実際に補助金につながるものというのは、かかった経費に関して補助金がおりてくるという形になっております関係で、相談を

受ただけで、何もお金の出ない支援がなされたという形になりますと、それは交付金とか補助金の算定にはなっておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと四点目になりますけど、今、認知症が具体的にどんどんどんどんふえてきておると。近い将来、5人に1人が認知症になりそうだと。本人さんのほうはこうして、家族の介護、そういった相談とかいうのが来るのかな思いながら、これからそういった窓口も介護保険のほうへ行くのかな、その辺のすみ分けがよくわからんですが、例えば認知症の家族を抱えたときに、その人がやっぱり福祉事務所に相談に行くようなもんか、介護保険のほうか、その辺のすみ分けをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

認知症の方に限らず、高齢者の方の御相談というのは、地域包括支援センターと、もちろん保険健康課の窓口でも行っております。さらに困難なケースになりますと、地域包括支援センターと行政が一体となって、その方の対応をしていくこととなります。

主に認知症の方につきましては、やはり認知症の方に対する御理解を住民の方にもいただかないといけないということで、以前からお話をさせていただいておりますように、認知症サポーターの養成講座を開いて、広く認知症の理解を求めていくというものも行っております。

ですので、御相談にいられて、認知症ですよということであれば、いろいろな機関につなげていくということを行っております。

一つといたしましては、認知症の方はやはり金銭管理が難しかったり、徘徊をされたりということがございますので、坂町で行っておりますのが、坂町高齢者見守りネットワークというのを立ち上げております。こちらのほうに認知症で少し御不安のある方について御登録をいただきまして、町内、町外に協力関係機関が、今、69機関ございます。一般商店とか銀行とか警察、いろんところがそれぞれあるのですけれども、こういうところに、こういった不安を抱えてらっしゃる方がいらっしゃるので、もし見かけたときには、包括支援センターなり、保険健康課なりに御連絡をいただき

たいということで、そういった登録をしていただいているところもございます。

実際に、例えば金融機関に行かれて、お金を何度も引き出そうとしてらっしゃる高齢者の方がいらっしゃったときに、保険健康課のほうに御連絡がありました。いわゆるそれは、今、言われる振り込み詐欺とかそういうことではなかったのですけれども、やはりそれを御家族に御連絡をして解決に至ったという経緯もございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 最後になりますけど、今の認知症絡みの件は、やっぱり今後の課題の中に入ってくるような問題になるのかな。具体的には地域で守ってやる何か工夫が欲しいなどは個人的には思っるところです。

そうした中で、町長の施政方針の中にもありましたけど、福祉事務所の充実というのがありましたが、ここに課題として上がっております。この辺を解決するような、それとリンクしたようなあれですか。充実させるというのは、具体的にどんな感じで持っていかれる手腕的なものがあるのかをお聞きしたいです。町長でもいいですし。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 済みません。ちょっと大胆なんですけど、私が発言させていただきます。

一応、福祉事務の課題なんですけれども、町長の答弁にありましたように、問題が複合的になっているということが非常に大きな課題となっていると思います。そのため、職員も資質向上のためにいろんな研修に行って、どのような制度があって、どのような運営ができるのか、相談機関とか、いろんな入院機関でありますとか、社協の相談支援であったり、介護の関係であったりとかいう、つなぐところを職員がしっかり知っておく、その上で相談に乗るとということが重要と考えております関係から、職員の資質向上を目指して、新しい先進的な事例等を読んで、できるだけ住民の方に満足のいく支援ができればと思っております。それが先ほどの福祉の向上につながっていくと考えております。

御理解のほど、お願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町長施政方針について聞く」の件を質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「町長施政方針について聞く」の件で質問いたします。

上昇機運にあった国の景気も、また停滞ぎみの社会情勢となった今、平成28年度町長施政方針の本筋が聞きたい。

少子高齢化の進む現在、町として人口減対策は待ったなしの時期に来ているが、現在から未来への展望が描かれていない。地方創生も含め、坂町第4次長期総合計画の基本構想においても、今年度、平成28年度は最も重要な年であると考えている。町行財政改革の中、社会保障関係費の増大は避けて通れない課題であり、20年、30年先も邁進する坂町にするためには、住宅問題、道路拡幅、新設計画など、早急に考えることと思うが、施政方針の中では余り見えてこない気がする。町長のお考えをお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長施政方針について聞く」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町政を維持し、自然に恵まれた健康で文化的な住みよい町を将来像として、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。

きょうの地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による税収の低迷が続き、歳出面では社会保障関係費が増大していくことが予測され、厳しい状況に向かうものと推測をされます。

このため、坂町行政改革推進計画に基づき、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計画的に進めてまいります。

平成28年度は地方創生を実行に移す年であり、本年2月に策定をいたしました地方版総合戦略である坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、重点施策として小屋浦地区の定住促進を図るため、子供を持つ若い世代の転入を促し、良好な住環境の創出を図ることと、本町最大の観光資源であるベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出により、交流人口の増加を図ることといたしております。

さらに、子育てや介護を支え合える三世代同居、近居を推奨するとともに、空き家の利活用にも取り組むことといたしております。

御質問の住宅問題、道路拡幅、新設計画が施政方針の中では余り見えてこない気が

するでございますが、住宅問題につきましては、小屋浦1丁目の雇用促進住宅小屋浦
宿舎及びこれに隣接する町有地を含めた区域において、魅力的な住宅整備の計画を立
案し、計画の実現に向けた協議を進めているところでございます。

また、空き家のリフォームや三世帯同居、近居を始めようとする人への支援施策を
推進をいたします。

道路拡幅、新設計画につきましては、平成28年度から第3期都市再生整備計画事
業や第1期都市防災総合推進事業などにより、良好な住環境を支える生活道の整備を
目的として、円滑な通行の確保と、あわせて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のため
の新設道路や環状線道路事業を積極的に推進をすることといたしております。

また、生活道路の拡幅整備につきましては、地権者の協力が得られる見込みがあり、
その要望が地元の総意としてある場合などは、その都度、個別に検討してまいりたい
と考えております。

いずれにしましても、実現に向けては行政と地域住民が一体となって取り組むこと
が不可欠であると認識をいたしております。今後とも、町民と行政が地域の発展をど
のように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、一体となって活力あるまちづくり
を進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長にそこまで言ってもらえるのはありがたいです。

私も、まず平成19年に議員にならせてもらいました。そして、4月に来たときに、
3月の町長施政方針をいただきました。そのときに僕は、今もここへ大事に10年間
分全部持つとるんですけど、そのときは本当に読んで感激して、何度も読み返したこ
とを覚えとるんです。それから町長のファンになったような気がするんじやけど、そ
れが去年言ったときも、私は町長に激励もしました。でも、今年のを見ると、何か大
型事業が済んだんか何か知らんけど、それは町長、読んでみれば、これ、僕も2回か
3回、今年も読みましたけど、ただ、私が見るのに、わえら、読みもせんくせにわか
るか、わしの言うとおりにせえいような感じで、何か残念でならんのです、今年
の。それが起伏がないんです。でも、今、見たら、これだけのことをする。確かに大
型事業はないけど、やはり本旨である、これからやることを少しずつでも、今の
施政方針じゃないように、延長的に、それを証拠に、21年から4期総合計画、23
年度に私

が言ったときも、すごく真っ赤な顔して本気でやる、そのときの、ここに持つとるんです、事実、そのときも。それがよかった。それがことしはちょっと気分が抜けとるような気がするんですけど、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 決してそういうことはございません。先ほども小屋浦の雇用促進住宅等を含めた町有地も含めた開発につきましても、不退転の決意でこれをやっていくんだということを述べさせていただいておりますし、また、道路事業も、今のところ、坂地区の県道が一応骨格となっておるわけでありまして、県道事業は順調に進んでおります。これはただ予算上、県の予算でありますので、うちは負担金を15分の1、ある部分では負担するだけの投資でありますので、表には出てこないわけあります。

あるいは、またきのうも補正予算のほうで6,700万円の都市防災の事業の予算化をお願いをして、可決、承認をしていただきましたけれども、この事業も、実を言いますと都市再生整備事業で、平成27年度当初に予算を組んでおったわけでありまして、この都市再生整備事業というのは、建物なんかこの交付金の対象になるわけでありまして、坂町も、御承知のようにSunstar Hallは6億円の交付金をいただいておりますのでありまして、県内に多くの自治体で文化センターとか類似したような施設が、このたび、でき上がったものですから、そちらのほうへ交付金を振り分けたというようなことがありまして、坂町も計画したとおりの交付金がつかなかったわけです。しかしながら、これを何とかやっけていかにかんということ、今、新たなメニューで都市防災事業というものが国土交通省のほうであるということ、これも正直言います、東京に出張に行くたびに国土交通省のほうに行きまして、都市局の担当、あるいは課長さん、専門監等々にもしっかりと坂町の思いを、これができないと、坂町の地方創生、まちづくりができませんのだから、補正で何とかしてほしいということをしつかり訴えた結果、こういうふうな交付金がついたわけでありまして、そこらも手前みそになるもんでありますから、自分のほうからあれこれはなかなか言いにくいんですけれども、そういう面でも、私以下、国からも技監が来てくれておりますし、担当課長等も一体となって、これらの実現のために熱い思いを国、県のほうにアピールをして、今、やっておるような実情でありまして、これからも計画に基づいたものについては、100%可能であるかどうかというのは、うちの単独

財源でやるわけではありませんので、絶対ということは申しませんですけども、あらゆる創意工夫をして、これが100%に近づけるような努力はこれからも一生懸命汗を流して実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御協力、御支援のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 一つだけこの部分を言わせてもらうんですが、今の施政方針の中を、これは町長がつくるんか、総務がつくるんか、誰がつくるんかわからんけど、やはり3次長期総合計画の中で、大方済んだものはもう抹消して、こがいに分厚く、僕はきょうも50分で済む思いよったら1時間かかった。それは何かいうたら、やはり元のやった成果が出たんなら出たでもいいんです、もう。それは言わずに、それも去年言ったから、ことし言うんじゃないですよ。23年度か19年度かのがまだずっとくる。それはバスでもそうです。バス問題にしても14年かになっとる。まだ載せてくる。こういうのをどんどん減らしてくる。そして新しいものを入れるような計画性をひとつ持ってもらいたいと思うんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これも、バスを確かに平成15年から進めてきておるんですけども、このたび、いわゆる大幅な見直しをするということで、各会議を持ちまして、この会の中でいろいろ検討していただいております。これからその検討の結果を答申をいただきまして、また新たなバス路線も考えていかにゃいけんかもわかりません。あるいはまた運営方法も考えていかなければなりません。赤字も太いわけでありまして、そういうこともありまして、特にバス路線あたりは、引き続き、この施政方針の中へ盛り込んでおるという実態もあるわけでありまして、そこらもしっかり御理解をいただきながら、また確かにもう全てが終わったものについては、一応、施政方針の中からは落とすようなことでやっておると思うんですけども、やはり何かのかかわりがあるものにつきましては、例えば下水道でもそうなんです。下水道の水洗化率は100%にまだなっていないわけであって、これらもメーン整備はできておるけども、各戸の接続をすることが、下水道の運営をしていくためにも、財源的にも大切なことであり、これらもここで97%、98%までいったんだからいいよというようなことでもなく、これもしっかりやっけていかにゃいかんですし、また税もそうなんです。税も徴収率が96%、97%までいったままでいいんだから、ここでええわというんじ

やなしに、これを100%に近づけるように、鋭意チャレンジ、努力をしていくことがやっぱり我々の使命でもあるわけであって、その思いを施政方針の中で表現をしておるといふうにひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今の地方創生、要するに、今もこの本を読んでも、地方創生はやりますと書いてないんです。だから文面的には書けなかったんじゃないけど、確かに、今、私が思うには、地方創生の考え一つは、例えば僕が書いとるのが何を言っ
とるかいうたら、道路新設、住宅問題、これは大まかに一緒にしとるんですけど、地方創生というのは、やはり原点は若者を町にふやして、それから20年、30年先までの町にするようにするのが地方創生なんですけど、その辺がちょっと薄れて書いてないようなので、その辺をひとつやるのかどうか、若者がふえる、よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これまでも地方創生につきましては、総合戦略につきましては、議会全員協議会等でも何度か説明をさせてもらっておっておりでありまして、もちろん、先ほど申しましたように小屋浦の住宅問題、あるいは空き家の利活用等も含めてしっかりやるということで、今、思っておりますし、その裏づけとして、例えば三世代の同居とか、あるいは近居とか、あるいは空き家の利活用をするためのリサイクル等にも町として応分と申しましょうか、適度と申しましょうか、そういう支援もさせてもらうというようなこともしっかり表明をさせてもらっておりますので、そこらも御理解の一つにさせていただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案第10号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」御説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正により、不服申立制度が全面的に見直され、行政処分に係る審査請求に対して、町が行う裁決案について、その内容を諮問する第三者機関の設置が本町においても必要となりました。

しかしながら、町単独では審査請求件数が少ないこと等を踏まえ、審査会にかかわる事務を広島県に委託するため、規約を定めるものでございます。

このことにつきまして、広島県と坂町の間における行政不服審査会事務の事務委託に関し、広島県と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第11号「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」御説明を申し上げます。

本町は、平成24年2月に広島広域都市圏協議会に加入をし、経済面や生活面で深く結びついている11市6町の一体的発展に向けた交流・連携を推進をいたしてきました。

平成27年7月には7町が加わり、現在は、11市13町で圏内の町の活性化と産業・経済の活力増進を図る取り組みを行っております。

こうした中、全国的に人口減少と少子高齢化が進み、それらに歯どめをかける取り組みが求められ、平成26年に連携中枢都市圏制度が国により創設されました。

この制度は、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するため、指定都市など一定の要件を満たす連携中枢都市が近隣市町と連携協約を締結すること等により圏域を形成し、圏域全体の生活関連機能サービスの向上等を図る施策を実施する制度でございます。

広島広域都市圏では、圏内の24市町が強固な信頼関係を背景に、このたび国が設けたこの制度を活用することにより、地域の資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を展開し、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超えを目指していくことといたしております。

本議案は、この制度の活用に必要な連携協約を広島市と締結するために行う協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの連携協約では、圏域全体の経済成長の牽引や高次の都市機能の集積、強化のほか、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目的に、13の取り組み、24事業の連携を予定いたしており、連携に要する経費につきましては、特別交付税で措置されるものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今月下旬に連携協約を締結後、本年4月1日から連携を開始する予定でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） この連携中枢都市圏形成なんですが、この事業が4月から始まりますが、この事業の内容とか、今後、議会のほうに報告があるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありました24事業につきましては、先日の議会全員協議会で御説明させていただいておりますけれども、その一覧表の24事業について連携するものでございます。

また、総合戦略の中で、今後、ふやしていく24プラス1、25という目標にしますけれども、今、お示した24事業以外にも連携できるものがないかを、今後、また協議して、連携した施策がよいものにつきましては、連携をするという流れとなります。

したがって、24事業が、今後、この事業がふえるということはございます。それにつきましては、また議会に御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 済みません、説明がちょっと下手だったんで、この事業内容の詳細な、例えば区役所に設置した就労支援窓口の広域利用、この内容とかの説明は、今後、議会のほうにあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

今、議員さんが言われた取り組みの一つの中に、区役所に設置した就労支援窓口の広域利用、これは安芸区役所に窓口が設置され、坂町を含め海田町、熊野町の方が安芸区の就労支援窓口を利用できるというものでございますが、これはまたもちろん広報等、取り組みが始まって、こうやっていきますということは当然住民の方に告知をするものでございます。

また、それ以外の取り組みといたしまして、例えば新規の事業で言いますと、新規就農者育成事業というのがございますが、これは広島市農林水産振興センターで農業の研修ができるような制度でございますが、当町には農業のそういった研修センターがないので、広島市を利用するというような施策でございます。それも希望者があれば、また広報等に載せて、希望者を募るということになります。

一般財源の負担がございますが、それは特別交付税で措置されるという流れになります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） いろいろな事業がある中で、さっき事業費は特別交付税で交付されるというようなことなんですけども、実際には28年度からということで、この広域連携に対しての全部の事業の総予算が28年度でどれくらいあるということと、それで全く今の一般財源の負担は必要ないのかどうかということもあわせてお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

28年度より広島市と連携する事業の平成28年度予算計上しておりますのは、209万6千円でございます。この財源につきましては、全額特別交付税で措置されるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） どれだけ広がるんかということちょっと伺いたいんですが、過去、2月16日の中国新聞には、広島市が中枢都市宣言をするんで、63事業を対象にするというような表現があるんです。これは連携中枢都市圏構想として、経済、生活、行政の3分野で63事業を新年度から順次やっていくとあるんですが、この今の24事業との絡みで、将来、広がるんかどうかということちょっと確認したいんですが。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

広島市さんが言われた60を超える事業につきましては、今の議案の圏域全体で取り組む施策で、各自治体とそれぞれの個別の事業ではなくて、圏域全体で取り組む、例えば広島市立大学が観光についてやる施策に坂町も何らかの協力をする、坂町の観光資源を紹介するとか、そういったものも含まれていると思います。今の広島市がほかの各23市町と連携する項目の全ての事業は、現時点では36事業でございます。36事業中、坂町はそのうち24事業を連携する。この24という数字は、各市町によって当然違います。例えば一番少ない山口県田布施町でありますと17事業、熊野町でありますと26事業といった、広島市と連携する事業の数が最大は36事業でござ

ざいます。それ以外のものも広島市としてカウントしているのです、新聞報道であった60数事業ということになっていないかと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 24事業、これ、連携協約、いいことだろうと思えます。

ただ、あと予算的には209万円、これは恐らく人件費的な料金は入らんのかなとは思いますが、その辺で企画財政課が窓口でやって、うまく個々の24事業に振り分けたり、人の工数的なものは結構負担になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどんな対応なんですか。現状のままで、今の余力で対応するとか、そんなもので回るんですか。その辺をちょっと確認したい。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

特別交付税の中には、議員さんおっしゃいましたように人件費は入っておりません。その事業に係る費用で、人件費は入っておりませんが、この24事業の中には、これまでも取り組んでおる事業がございます。例えば、広島地区病院群輪番制病院運営費事業とか、これは現在も行っております。また、病児・病後児保育事業の広域利用も現在もやっております。ただ、連携中枢都市圏制度に乗ることで、坂町に係る費用が特別交付税措置される、財源が措置されるというものでございます。

また、新たに取り組む事業等もございますが、これは事業各課と協議を行いながら、できるものについて連携をすることにしておると。これはちょっと難しいというものについては、連携するようにはしてない。それを事業課と協議しておりますので、回るものと理解しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） これは、こうやって広島市を東に位置する一番近い町です。確かに府中が近いけど、もう何分かすぐ。こういうようないいところにおける坂町が今から発展するのに、ぜひこれは進めてもらいたい。それが私の意見です。よろしくお願ひします。賛成討論です。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第12号「坂町ふるさと応援基金条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「坂町ふるさと応援基金条例の制定について」御説明を申し上げます。

この条例は、町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現に向けた取り組みを推進するため、ふるさと納税制度による寄附金を活用し、将来にわたって坂町の魅力及び価値を高める事業の資金に充てるため、この基金を設置するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 現在、提案いただいているものが3プランあるというふうなことでございますけども、やはり寄附してもらい以上、寄附してよかったと思うプランをどんどん考えてもらいたいと思うんですが、今後の予定はどういうふうに考えてますか。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 今回は、まず町内で若手を含めて、今後、坂町の魅力を高めるものとして何ができるかということで、現実的に三つの提案をさせていただいております。

一方で、これまでのふるさと納税の実績というのが、年間20万円から30万円という厳しい状況があります。できればメニューはふやしたいんですが、一つの事業に費やせる財源というのをどう見るかということで、今後、財源がふえていけば、新しいメニューというものを提示していきたいですし、仮に短期で今回お示ししている事業が目的が達成されれば、当然、新しい事業というものもそこでは考えていきたいと思っておりますが、現状で、今すぐ、次をこういうのを考えておりますというのは、まだ未定でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ええほうに振れるいうようなことを考えるんですけども、例えば一事例のうちで、たしか30万円の予算で文化財統一案内板をつくりますよというこの事業があるんですが、例えばある人が30万円寄附しますよね。そしたらこのプランはもう消えていいんですか。その辺の次のプランをどうするんかということの絡みでお願いします。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 文化財の統一案内看板事業は、まずは平成28年度、1基整備をするというものでございまして、平成27年度に町内全体の設置すべき箇所、それからどういう掲示内容にするかというのを今年度で全体を把握をして、それに対して、今後、何年計画でやっていくか、その中のまず初年度は、少なくとも28年度に事業着手をして1基を整備しましょうというものですので、最終的に全体の個数を見て、それが中長期的になるのか、短期的になるのかというのは、今後の調査結果にか

かってまいります。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今回のことは基金が必要かどうかということを言ってるんであって、30万円一気に寄附があればできちゃうわけです。だから基金の条例は、例えばそのぐらい必要じゃないんじゃないかと。次のプランが必要じゃないかということ質問したんです。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 今回のこの文化財につきましては、その特定目的で寄附していただいた額は全て充当する予定ですが、残りの二つにつきましては目標を設定しております。その金額に達成しないと、小額の事業費では事業効果がないというふうに思ってますので、その一定の目標に達するまでは基金に積み立てをして、その目標額に達した段階で、事業を次年度以降、実施するという事で、ぜひとも基金のほうに積み立てをさせていただいて、事業の実施に結びつけていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） ここにある中に、坂町の魅力及び価値を高める事業ということで、さっきの話で三つほど今回あるんですけども、例えば看板は別にして、青少年の育成についても、基金を積み立てていって、例えば20万円あるとしますが、その後、30万円ぽこっと寄附が来たということになると50万円になりますよね。50万円で、実際に30万円としてやった、その残りの20万円については、また青少年に使うのか、あるいはほかの事業に使うのかということで、第7条で委任というんで、基金の管理及び運用については、必要なものは町長が定めるというふうになっとるんですが、そこら辺の事業が完了して、次に何をするかとか、そういったものはここで町長が定めるというふうになっとるんですが、そういう判断はどうなんですか。

○議長（川本英輔議員） 岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 今、想定してますのは、この事業に、皆さん、寄附をしてくださいということで寄附を募るわけですから、いただいた寄附に対しては、当面はその提示した事業に財源としては使っていくと。予定以上のものが集まったものを他に流用するかというのは、そのときの状況によるんですが、基本的にはその目的でお金

をいただいておりますから、それは翌年度にまた使うでありますとか、そういった形で、目的に合った形というのを大前提には考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号「坂町ふるさと応援基金条例の制定について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第13号「坂町太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第13号「坂町太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について」御説明を申し上げます。

Sunstar Hallに設置する太陽光発電設備につきましては、広島県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用し、現在、整備を進めているところでございます。

この設備による売電収入につきましては適切に管理し、将来、発電設備の維持修繕

等の費用に充てるため、基金を設置するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと第1条の文言の中で、例えば既に設置してある小学校のものは対象外ということかな。どのような表現をすればいい。今から設置するものかな、これ。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

このたびの基金条例は、S u n s t a r H a l l に設置されるものに充当するもので、小学校へは対象となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） S u n s t a r H a l l の余剰電力ということなんで、結局は電力そのものはS u n s t a r H a l l の使用電気料を支払った後で余剰が出ればというような判断でええんでしょうか。実際には、見通しとしてどの程度、今の発電能力でやって、あるいはS u n s t a r H a l l の使用電気料がどの程度あって、どの程度の例えば年間で見通しがあるのかいうところまでは計画は立てられてますか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

S u n s t a r H a l l の運用上電力でございますが、この試算は一応は出てはおります。年間で約40万円という試算が出ておりますが、これはあくまでも年間の休日等に全く電気を使わずに、たまった電気を全部売ったと仮定して40万円でございます。しかもこの分は去年の開館当初から1年間の実績の電気料を積み上げた中でのものですので、全くこれが40万円必ず出るというものではございません。実際に運用してみないとわからないですし、たとえ1日の蓄電池が満杯になっても、半分はその日の電力として使わせてもらって、半分は蓄えておくというような形でございますので、1日のうちにどれだけ蓄電池がいっぱいになって、それを売電できるものが

出るかどうかというのも、ちょっと運用次第ということになってきますので、売電の基金の予算としては千円で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の表題があるじゃないですか。坂町太陽光発電設備維持管理基金条例で、その下に坂町太陽光ということは、これは1条を見ないと、Sunstar Hallというのはわからんのです。この表題の書き方と、それから下のほうに書いてありますように、今、説明がありました設備の維持管理、小学校につけている分は、設備維持管理はどのようにしてるのか。例えば、やっぱり摩耗したら太陽光は必ず維持管理しなきゃいけないわけですから、そこに含めるのが、この表題からすれば正しいんじゃないかと思ったんですけども、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

第1条に、広島県公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金を活用してと書いてありますけども、この補助金を活用して、このたび、Sunstar Hallに太陽光発電設備を設置するものでございます。

小学校の発電設備につきましては、この補助金を使って設置したものではございません。したがって、この条文からSunstar Hallに設置する太陽光発電に係る余剰金を基金に積み立てるということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今、お聞きした中で、今度は、それによっては3条の件なんですけど、これは補助金をこれにしてもいいという条例に変えるわけですか。それを聞かせてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時06分）

（再開 午後 2時07分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 山根会計管理者。

○会計管理者（山根道春君） お答えいたします。

これ、基金の管理なんです、歳計外基金は全て会計管理者のもとにおいて管理させていただいております。この条文については、私どもが預かった余剰金を管理するというような中身でございます。安全かつ有利な決済性預金でうちのほうが管理させていただいております。そういう中身でございます。

○9番（瀧野純敏議員） それならわかります。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 確認なんです、余剰電力が出ると仮定されてのこれは基金の設立ということなんですか。売電は40万円というふうに先ほどお聞きしましたが、使用する金額は60万円とかいうことになれば、20万円は足りないわけで、余剰金が出る可能性というのはあるのでしょうか、この発電量で。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 休日とかに貸館とかないですから、自動販売機とか非常灯とかで電気は使ってるんですけども、その日が例えばよく日が照ってということになると、そういうところで電気を使っても蓄電池は満杯になって、そこからあふれるといいますか、余剰が出てきます。その分は全て売電をして、休日なんかの分はそれ以上はたまりませんので、その売電したものは基金に入れさせていただくということになります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時09分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 確かに毎月の電気料からいきますと、売電のものについては補えるものではございませんが、その売電をしたお金というものは電気料に充

てるんじゃないくて、メンテナンスをするためのものに使うようにというふうな決まり
でございますので、普通の日であれば、たまったものの半分は電気に使ってやるんで
すけども、売った分については、全て電気料に充てるんじゃないくて、基金のほうへ入
れて、それはメンテナンスのときのためにためておくということになっております。

○11番（大田直樹議員） 了解です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号「坂町太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について」
の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願いま  
す。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第14号「坂町個人情報保護条例の一部改正
について」、日程第7 議案第15号「坂町特定個人情報保護条例の一部改正につい
て」、日程第8 議案第16号「坂町情報公開条例の一部改正について」、日程第9
議案第17号「坂町税条例の一部改正について」、日程第10 議案第18号「坂町
手数料条例の一部改正について」、日程第11 議案第19号「坂町固定資産評価審
査委員会条例の一部改正について」の件を一括議題といたしたいと思いますが、これ
に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議案第14号から議案第19号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第14号「坂町個人情報保護条例の一部改正について」、議案第15号「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」、議案第16号「坂町情報公開条例の一部改正について」、議案第17号「坂町税条例の一部改正について」、議案第18号「坂町手数料条例の一部改正について」、議案第19号「坂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

平成26年6月に全部改正された行政不服審査法が公布され、行政庁の処分及び不作為に関する不服申立制度が抜本的に見直されました。

改正法では、審査請求に係る処分にかかわっていない職員が審理手続を行う審理員制度や、第三者機関である行政不服審査会等が処分の適法性、妥当性などを調査審議する仕組みが新たに設けられております。

今回の改正案では、条文中の文言について、「不服申立て」を「審査請求」に改めるなど字句の整理を行い、また、坂町個人情報保護条例、坂町特定個人情報保護条例、坂町情報公開条例につきましては、現行の審査手続を維持することとされているため、審理員制度を適用しないこととするとともに、関連する規定の整備を行うものでございます。

また、坂町手数料条例の一部改正につきましては、改正法の規定により、審査請求人等は審理員に対し提出された書類の写しを求めることができるようになり、その交付手数料を条例に定めるものでございます。

次に、坂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、改正法の規定により、提出された書類等の写しの交付手数料を規定するとともに、電子メールでの弁明書の提出を可とする規定を設けるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第14号についての討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第14号「坂町個人情報保護条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第15号「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第16号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第16号「坂町情報公開条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第17号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これより、議案第17号「坂町税条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第18号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号「坂町手数料条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第19号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号「坂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時半とさせていただきます。

（休憩 午後 2時20分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第20号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第13 議案第21号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議案第20号及び議案第21号を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第20号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第21号「職員の給与に関する条例の一部改正について」関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

二つの条例改正につきましては、平成27年8月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに平成27年11月の広島県人事委員会の勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

人事院勧告の概要でございますが、民間における賃金水準を反映をし、民間給与が国家公務員給与を平均1,469円上回ることとなったため、月例給については若年層に重点を置きながら0.4%引き上げるとともに、賞与についても民間が公務を上回っているため、0.1カ月の引き上げを行うこととなっております。

広島県人事委員会の勧告についても同様の内容となっております。

このことを踏まえ、当町におきましても、国家公務員に準じた改定を行うことが適切であると判断をいたしました。

議案第20号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」でございますが、特別職の期末手当の支給月数を6月分については1.975カ月から2.025カ月に、12月分につきましては2.125カ月から2.175カ月に改正をいたすものでございます。

議案第21号「職員の給与に関する条例の一部改正について」でございますが、国家公務員と同様に、若年層に重点を置きながら給料表を0.4%引き上げるため、別表第1行政職給料表のとおり改定するものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、6月分と12月分ともに、一般職につきましては0.75カ月から0.8カ月に、再任用職員は0.35カ月から0.375カ月に引き上げるよう改正をいたしております。

なお、以上の給与改定に伴う増額分につきましては、補正予算において計上させていただく予定といたしております。



また、給料表の改正は平成27年4月1日から適用することといたしております。

次に、行政職給料表等級別基準職務表につきましては、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となるものでございます。これまでは規則で定めておりましたが、地方公務員法の改正に伴い、条例で定めることとしたものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第20号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第21号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第22号「坂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第22号「坂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

地方公務員法の改正により、地方公共団体は職員に対する人事評価を実施すること、また、退職者に対する適正な管理をすることが必要となったため、人事行政の運営等の状況の公表について、公表する項目に「人事評価」及び「退職管理」についての事項を追加するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号「坂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第23号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第23号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い条文の整理を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

す。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 発議第1号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

瀧野議会運営委員長。

○議会運営委員長（瀧野純敏議員） 発議第1号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

経済状況が好転し、民間の給与、ボーナスの水準が上がり、このたびの人事院の給与勧告並びに広島県人事委員会の給与勧告に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数を6月と12月それぞれ0.05カ月、年間で0.1カ月引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用といたします。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 続いて、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 議員給与の引き上げについては反対します。

人事院勧告では民間給与との格差等に基づくとありますが、議員には当てはまらないと思います。

また、平成28年度の町長施政方針の中にもありましたが、厳しい財政状況のもと、職員数の削減や事務事業等の見直しに取り組み、行財政運営並びに改革が推進されている中で、議員の給与を引き上げるべきではないと思います。

以上。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

三登議員。

○8番（三登信秀議員） 賛成の弁を述べさせていただきます。

本件は、民間給与との格差等に基づき、政府の人事院勧告並びに県の人事委員会の

給与勧告に準じたもので、この提案に賛成いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議第1号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数です。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第24号「平成28年度坂町一般会計予算」の件、日程第18 議案第25号「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」の件、日程第19 議案第26号「平成28年度坂町下水道事業特別会計予算」の件、日程第20 議案第27号「平成28年度坂町介護保険事業特別会計予算」の件及び日程第21 議案第28号「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の件、5議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、議案第24号から議案第28号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第24号「平成28年度坂町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

内閣府における最新の月例経済報告では、景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続き、消費者物価は緩やかに上昇していると発表しており、

先行きについても雇用、所得環境の改善が続く中、各種政策の効果で緩やかな回復に向かうことが期待されています。

しかしながら、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされる不安材料もあり、金融、資本市場の影響も常に留意をしなければなりません。

本町の財政見通しといたしましては、税制改正による法人町民税の減収や普通交付税の減額等、一般財源収入の減少が見込まれており、歳出におきましては、社会保障経費全般の増加が予想され、投資的経費の事業執行に支障を来すことが懸念されております。

平成28年度予算では、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標達成のための予算を盛り込み、社会資本道路整備事業、都市再生整備計画事業、都市防災総合推進事業を積極的に前進させる予算編成を行い、対前年度比4.5%減の51億1,678万7千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比1.2%増の5億8,988万1千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、税制改正による減収見込みを勘案し、対前年度比2.2%減の3億1,655万6千円を計上いたしました。

固定資産税では対前年度比1.3%増の12億6,753万円を試算計上いたしました。

18ページの地方消費税交付金では、昨年の消費税率の引き上げにより、対前年度比17%増の2億8,585万8千円を試算計上し、19ページの地方交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比3.1%減の7億4,017万5千円を試算計上いたしました。

24ページの国庫補助金、民生費国庫補助金では、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業を計上いたし、土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業、都市再生整備計画事業及び都市防災総合推進事業を計上いたしました。

26ページの県負担金、民生費県負担金では、子供のための教育・保育給付費を計上いたしました。

36ページの町債では、臨時財政対策債及び港湾整備債を計上いたしました。この

うち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

37ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

40ページからの総務費では、一般管理費で電算関係経費等を計上いたし、46ページからの企画費では、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援、空き家改修支援等の費用を計上いたしました。

61ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

66ページの臨時福祉給付金給付事業費では、低所得の高齢者及び障害年金、遺族年金受給者への負担軽減措置として、臨時給付金に係る費用を計上いたしました。

71ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

80ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

83ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

87ページの農林水産業費、水産業振興費では、広島かき採苗安定強化事業を計上いたしました。

88ページの商工費、商工振興費では、中小企業融資預託金を計上いたしました。

91ページからの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業、都市再生整備計画事業及び都市防災総合推進事業を計上いたしました。

93ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

96ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしました。

100ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたし、

104ページの防災事業費では、急傾斜地県営工事負担金を計上いたしました。

105ページからの教育費では、子供たちの個性や自主的精神を重視した教育環境の充実に努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進する予算を計上いたしました。

118ページの幼稚園費では、幼稚園就園奨励費補助金を計上いたしました。

119ページからの社会教育費では、生涯を通じていつでも自由に学習することができる機会の提供及び町民相互のきずなをつなぐ体制づくりに対応した生涯学習事業を展開してまいります。

127ページからの保健体育費では、海洋センター及び町民交流センターを活用し、町民の皆様からのさまざまな要望に応じ、安全かつ快適な環境のもとでスポーツ活動や健康づくりを日常的に行う事業を進めてまいります。

136ページの公債費は、償還計画に基づき試算計上いたしました。

以上で予算の概要について説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり、副町長、教育長、技監、担当部長、教育次長、会計管理者、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第25号「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成27年度の補助金及び医療費実績並びに国、県からの予算編成要領に基づき試算を行い、対前年度比2.7%増の18億6,116万2千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページから12ページにかけての国民健康保険税の2億6,208万7千円は、医療給付費分1億8,683万9千円、後期高齢者支援金分5,877万4千円、介護納付金分1,647万4千円の暫定賦課による収入見込み額でございます。

13ページの国庫支出金、国庫負担金2億3,244万円、国庫補助金8,879万7千円、療養給付費交付金6,489万4千円、14ページの前期高齢者交付金6億4,551万3千円は、医療費の見込みに基づきまして試算をし、計上いたしました。

県支出金、県負担金1,274万3千円は、高額医療費共同事業と特定健康診査等に対する県負担分として、県補助金6,076万6千円は、医療費の見込みに基づいて試算をし、計上いたしました。

15ページの共同事業交付金4億797万7千円は、高額医療費に対する国保連合会からの交付見込み額を計上いたしました。

16ページの繰入金、一般会計繰入金8,498万5千円は、それぞれの算出方法



により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

19ページの総務費、総務管理費348万3千円は、電算共同処理業務などの委託料258万2千円及び国保連合会への負担金55万5千円が主なものでございます。

20ページの徴税費154万7千円は、保険税賦課に要する費用と納付書郵送料が主なものでございます。

21ページの保険給付費、療養諸費10億5,583万5千円、22ページの高額療養費1億3,384万7千円は、平成27年度の医療費実績に基づいて試算をし、計上いたしました。

23ページの出産育児諸費546万3千円、葬祭諸費50万円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

24ページの後期高齢者支援金等1億7,605万4千円、前期高齢者納付金等20万6千円、25ページの介護納付金6,044万3千円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

共同事業拠出金4億797万7千円は、国保連合会からの通知により見込み額を計上いたしました。

26ページの保健事業費422万2千円は、健康づくりのための講師謝金、後発医薬品差額通知の委託料及び糖尿病予防指導業務の委託料が主なものでございます。

特定健康診査等事業費706万7千円は、特定健康診査の委託料が主なものでございます。

27ページの諸支出金、償還金及び還付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第26号「平成28年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本年度の予算は、歳入歳出それぞれ6億2,365万3千円といたすものでございます。

初めに、11ページの歳入について御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の下水道事業受益者負担金79万8千円は、試算の上、計上いたしました。

使用料及び手数料の公共下水道使用料2億7,600万円は、試算の上、計上いたしました。

12ページの事業費国庫補助金650万円は、試算の上、計上いたしました。

一般会計繰入金2億2,079万7千円は、試算の上、計上いたしました。

13ページ、水洗便所設備資金貸付金元利収入59万2千円は、貸付金の償還金収入でございます。

事業債1億1,830万円は、付記説明のとおり、事業支出に伴い計上いたしました。

次に、14ページからの歳出につきまして御説明を申し上げます。

総務費の一般管理費1億5,017万円のうち需用費786万5千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電気料等でございます。

15ページの役務費105万9千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電話料並びに下水道管渠維持費等でございます。

委託料1,852万7千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費並びに使用料徴収業務委託費を計上いたしました。

また、工事請負費50万円は、下水道施設維持管理工事等を試算の上、計上いたしました。

負担金補助及び交付金8,381万3千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり、各協会への負担金等でございます。

貸付金120万円は、水洗便所設備資金貸付金でございます。

16ページ、公課費1,509万3千円は消費税でございます。

事業費の公共下水道整備費1,645万8千円のうち委託料1,304万4千円は、管渠長寿命化計画策定業務が主なもので、試算の上、計上いたしました。

工事請負費300万円は、汚水管渠工事費を試算の上、計上いたしました。

流域下水道整備費369万8千円は、太田川流域下水道整備事業の建設負担金でございます。

17ページ、公債費4億5,282万7千円は、起債借り入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

予備費につきましては50万円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第27号「平成28年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成27年度の保険給付費などの実績見込み額に基づき試算を行い、対前年度比3.7%減の12億2,662万8千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページの保険料、介護保険料2億5,780万8千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金2億1,549万4千円、国庫補助金7,007万3千円、13ページの支払基金交付金3億3,311万3千円、県支出金、県負担金1億6,921万5千円及び県補助金504万6千円は、保険給付費見込み額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金1億6,894万9千円は、介護給付費繰入金、その他繰入金、地域支援事業繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ試算し、計上いたしました。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

16ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,319万6千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対する居宅及び施設等のサービス給付費10億5,150万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者の健康状態の維持または改善を目的とした給付費7,490万円を計上いたしました。

その他諸費100万円は、国保連合会へのレセプト審査手数料として計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,201万円は、施設等の利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するもので、高額医療合算介護サービス等費101万円は、医療保険及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた方に支給をいたすものでございます。

21 ページの特定入所者介護サービス費 4,330 万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

22 ページの地域支援事業費、介護予防事業費では、高齢者の自立した日常生活を支援するための事業費として 597 万 4 千円を計上し、23 ページの包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センターの委託料及び生活支援コーディネーターの設置などの経費として 2,205 万 6 千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案 28 号「平成 28 年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上いたしましたもので、対前年度比 0.3% 減の 1 億 6,328 万 5 千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

9 ページの後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料 9,402 万 1 千円及び普通徴収保険料 3,457 万 8 千円は、後期高齢者の方から納めていただいております保険料を、広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金 117 万 3 千円は、保険料の徴収に係る経費の財源として計上し、保険基盤安定繰入金 3,329 万 5 千円は、低所得者の方に対する軽減措置分の財源として計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11 ページの総務費、徴収費 69 万円は、保険料徴収に係る事務経費として計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 6,189 万 4 千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

ただいま町長から説明がありました5議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議案第24号から議案第28号までの5議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、坂町委員会条例第6条第1項の規定により、1番光岡議員、2番末吉議員、3番岡本議員、4番中川議員、5番主枝議員、6番奥村議員、7番柚木議員、8番三登議員、9番瀧野議員、10番中議員、11番大田議員、以上11名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

ただいま指名しました11名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、正副委員長は坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選するとなっています。

これより互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時12分)

(再開 午後 3時13分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選の結果が議長に対して通知されましたので、報告いたします。

委員長に大田直樹議員、副委員長に瀧野純敏議員がそれぞれ選任されております。

大田議員、瀧野議員、よろしく願いをいたします。

お諮りいたします。

ただいま、予算審査特別委員会に付託した議案第24号から議案第28号までの平成28年度予算関連5議案については、会議規則46条の第1項の規定により、3月9日午後3時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

平成28年度予算関連5議案については、会議規則46条の第1項の規定により、3月9日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、3月5日から3月8日までの4日間、休会とし、3月9日午後4時に再開したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、3月5日から3月8日までの4日間、休会とし、3月9日午後4時に再開することに決定しました。

以上をもちまして、本日はこれで休会といたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長(大島英司君) それでは皆さん、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(大島英司君) 一同、御礼。

(閉会 午後3時15分)